

(表紙画像)

解題 前書きにかえて

我々はこの十年ほど、横浜で広範な古文書を読む活動をしているが、その会員有志によりまだ世の中に翻刻本が出ていない有益と思われる古文書を翻刻する活動を始めた。

その第一弾として「安政箇労働流行記」を取り上げ、次に同じコレラ関連でこの「疫病預防説」の翻刻を試みた。

開国して間もない安政五（1858）年、百万都市江戸をコレラの猛威が襲った。

感染源はペリー艦隊に属していた米国艦船ミシシッピー号で、中国を経由して長崎に入った際、乗員にコレラ患者がいて、その患者が上陸して市中に伝染したといわれる。

開国による社会不安の上に、このような外国起因の伝染病の大流行は国民に大きな恐怖心を生んだ。この伝染病の呼び名もコロリ、トンコロリン、あるいは鉄砲、三日コロリなど、感染すなわち死を意味する名で呼ばれ、また、漢字の当て字も箇労働、狐狼狸、虎狼痢、虎列刺など、狐に化かされる、あるいは虎の猛威といった意味の字があてられ、民衆はこの大流行を恐れた。

実際、江戸で十万人とも二十万人ともいわれる死亡者が出て、目を覆うような惨状となった。この惨状は前に翻刻した「安政箇労働流行記」という本に詳しく述べられている。この本には各寺別の死者の数や、焼き場が満杯で、何日も待たなければならぬなど、江戸の惨状を伝えているが、この伝染病への対処法は迷信やまじないの域を超えず、適切な予防法、対処法については書かれていない。

それから四年経た文久二（1862）年、またコレラが流行した。残留していたコレラ菌による大流行とされているが、江戸でも七万人を超える死者が出た。

幕府は洋学の研究機関として設置した洋書調所（旧蛮書調所）の教授方杉田玄端、箕作阮甫、坪井信良、子安鐵五郎等に命じ、ヨーロッパの書物の中からコレラに関する治療、予防法及び検査法等について翻訳し刊行した。これが今回翻刻を試みた「官版疫毒預防説」である。

この「疫毒預防説」は、先に紹介した「安政箇労働流行記」とは全く異なり、疫病の予防法、治療法、流行の歴史について述べ、さらに検査の重要性について説いている。

予防法としては室内の空気の循環を良くし、身体と衣服を清潔に保ち、適度の運動と節度ある食生活を心がけよというもので現代にも通じる説である。

また、コレラのような悪疫は、諸港において防御するのが最良の方法であると検査の重要性も述べている。外国からの伝染を防ぐために「検査」の考え方が重要と説いているが、幕府として、検査制度を採用するまでには至らなかった。

明治十（1877）年、清国廈門で疫病が流行、その後九ヶ月で長崎・横浜に侵入し、全国に流行し多数の罹患者が出て、また一万人を越える死亡者が出た。政府は水際対策として神奈川、長崎、兵庫の三県令に対し、隔離病院を設け、入港する船舶の検査等を指示した。これらの施策に「疫毒預防法」の知見が役立ったことは想像に難くなく、地元横浜の金沢区にある検疫所が、約百五十年の間、検疫の嚆矢として外国からの伝染病を防ぐ防波堤となって来たことにも感慨を覚える。

原本の「疫毒預防説」は東京大学総合図書館、国立公文書館などに所蔵されているが、今回は国書データベースに公開されている史料を原本として採用させていただいた。

『疫毒預防説』（研医会図書館所蔵）

出典：国書データベース、<https://doi.org/10.20730/100232431>

この「預防説」を構成する項目とその著者・訳者は次の通りである。

- ・ 疫毒預防説 杉田玄端 訳
- ・ コレラ病預防心法 杉田玄端 訳
- ・ コレラ病流行の歴由 杉田玄端 訳
- ・ コレラ病を治する薬 杉田玄端 訳
- ・ コレラ経験説并治法 箕作虔儒 筆
- ・ 検疫説 坪井信良 訳
- ・ 検疫説 杉田玄端 訳
- ・ 検疫院の説 子安鐵五郎 訳

訳者、著者の略歴は次の通り

杉田玄端（**すぎた** げんたん） 文政元年（1818）〜明治二十二年（1889）

医学者、蘭学者、幕臣。

杉田玄白の曾孫。諱は拈、字は充甫、号は泰岳。尾張藩医・権頭信珉の子として江戸に生まれ、七歳から藩で習字、漢学、算学を学ぶ。杉田玄白の子・杉田立卿に師事し立卿の猶子となった後、玄白の養嗣子として杉田家宗家を継いだ杉田伯元の子・白玄の養子となり、後に杉田家宗家の家督を相続した。

職歴 若狭國小浜藩主の侍医から幕府お抱えの医師に転じ、蘭学をもって蕃書調所教授から外国奉行支配翻訳御用頭取となる。維新後は、沼津兵学校付属病院で陸軍付医師頭取、慶應義

塾内の医学所尊生舎教授、慶應義塾付属診療所主任、東京学士会院会員。

箕作阮甫（みつくり げんぼ） 寛政十一年（1799）〜文久三年（1863）

津山藩士、蘭学者。

蘭方医を始め、語学、西洋史、兵学、宗教学など広範囲にわたり洋学を修め多方面で活躍した。
職歴 蕃書調所の主席教授、お玉ヶ池種痘所の設立にも尽力、ペリー来航時に米国大統領国書の翻訳、ブリッジマンの「聯邦志略」翻訳発刊。

坪井信良（つばい しんりょう） 文政六年（1823）〜明治三十七年（1904）

蘭方医。幕府奥医師。

越中高岡の医師佐渡養順の二男として生まれ、天保十一年、京都の小石元瑞に入門、天保十四年、江戸深川の坪井信道にオランダ医学を学ぶ。後にその婿養子となる。

職歴 福井藩医、お玉が池種痘所設立に参画、幕府奥医師、徳川慶喜侍医。維新後、静岡へ転居、静岡病院頭並。日本初の医学雑誌『和蘭医事雑誌』創刊。東京府病院長など。

子安鐵五郎（こやす てつごろう） 天保七年（1836）〜明治三十一年（1898）

ジャーナリスト、実業家、英語学者。

子安峻（こやす たかし）。鐵五郎は幼名。美濃大垣藩士子安宗茂の子として生まれる。大村益次郎、佐久間象山の門下となり、蘭学や砲術、英語などを学んだ。

職歴 明治維新後は外務省や神奈川県裁判所に勤め、翻訳官を務めた。明治七年、読売新聞社を創立し、その後も貿易会社「扶桑協会」の設立、日本銀行の初代監事就任等、実業家としても活動した。

2025年 夏

以上

横浜古文書同好会 代表

一杉 勝

凡例

1 旧漢字

- ・「常用漢字」に変換を基本とする。
- ・同じ読みで同じ意味の字が常用漢字にあれば置き換えるが、そつでなければ原文通りとする。
- ・書名・人名等固有名詞は原文通りとする。

2 変体仮名

- ・「新かな」に変換を基本とする。
- ・楷書でも仮名としての使用であれば変換する。(例：子↓ネ)
- ・合字もひらがなに変換する。(例：こと)

3 カタカナ

- ・名詞は原文通りとし、その他はひらがなに変換する。(例：ニテ↓にて)

4 濁点

- ・濁点の有無は原文通りとする。

5 送りがな

- ・原則として原文通りとする。(例：「行ふ」など旧仮名遣いはそのままとする。但し、「ゐ」「ゑ」は「い」「え」とする。)

- ・現代語と異なる場合でも原文通りとする。(例：起す)

- ・小字カタカナの場合は、普通の大きさのひらがなに変換する。(例：且ッ↓且つ、之レ↓之れ)

6 誤字・脱字等

- ・誤字・当て字は原文通りとし、右側行間に() 付きで正しい字を記入する。

- ・現在の一般的な用字と異なっても原文通りとし、右側行間に() 付きで正しい字を記入する。

(例：者^(物))

- ・脱字は、本文中の該当箇所「(○カ)」と記入する。

・虫食いは、本文中に文字数分の「□」を記入するか「(○カ)」と記入する。

7 傍線

- ・原文のカタカナにある左側の一本線は、右側に記入する。
- ・原文の地名にある右側の二重線は、原文通りとする。

8 漢字のふりがな

① 原文にある場合

- ・原文通りとする。
- ・原文で左側にある「意味」を表すものも、右側に記入する。

② 原文にはないが、難読漢字等に付ける場合

- ・()に入れる。(例：驚駭^(ききょうがい))

9 記号

- ・記号としての「○」が文中に使われている場合、その前に全角の空白を記入する。
- ・名詞が並列して続く場合は、間に「・」を記入する。
- ・繰返し記号は、原文通りとする。(例：々、ゝ、ゞ、く)

10 句読点及び点

- ・意味が分かりやすいように、適宜加える。
- ・原文の単語右下に点がある場合、並列の区切り(人名・書籍名内の区切りを含む)は「・」とし、その他のは「。」とする。

11 脚注

- ・意味の分かりにくい語は太字とし、脚注を加える。

なお、原文画像の左に、国書アータベースにおけるコマ数を、

○／37

と表示する。

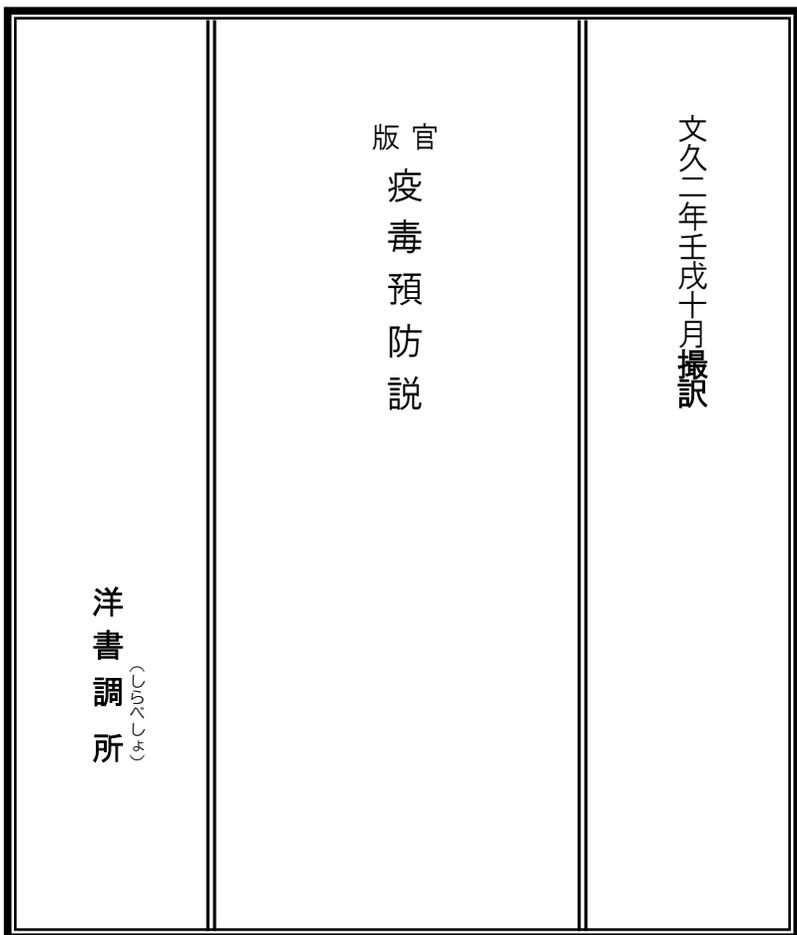
官版
疫毒預防説
全

4
/
37

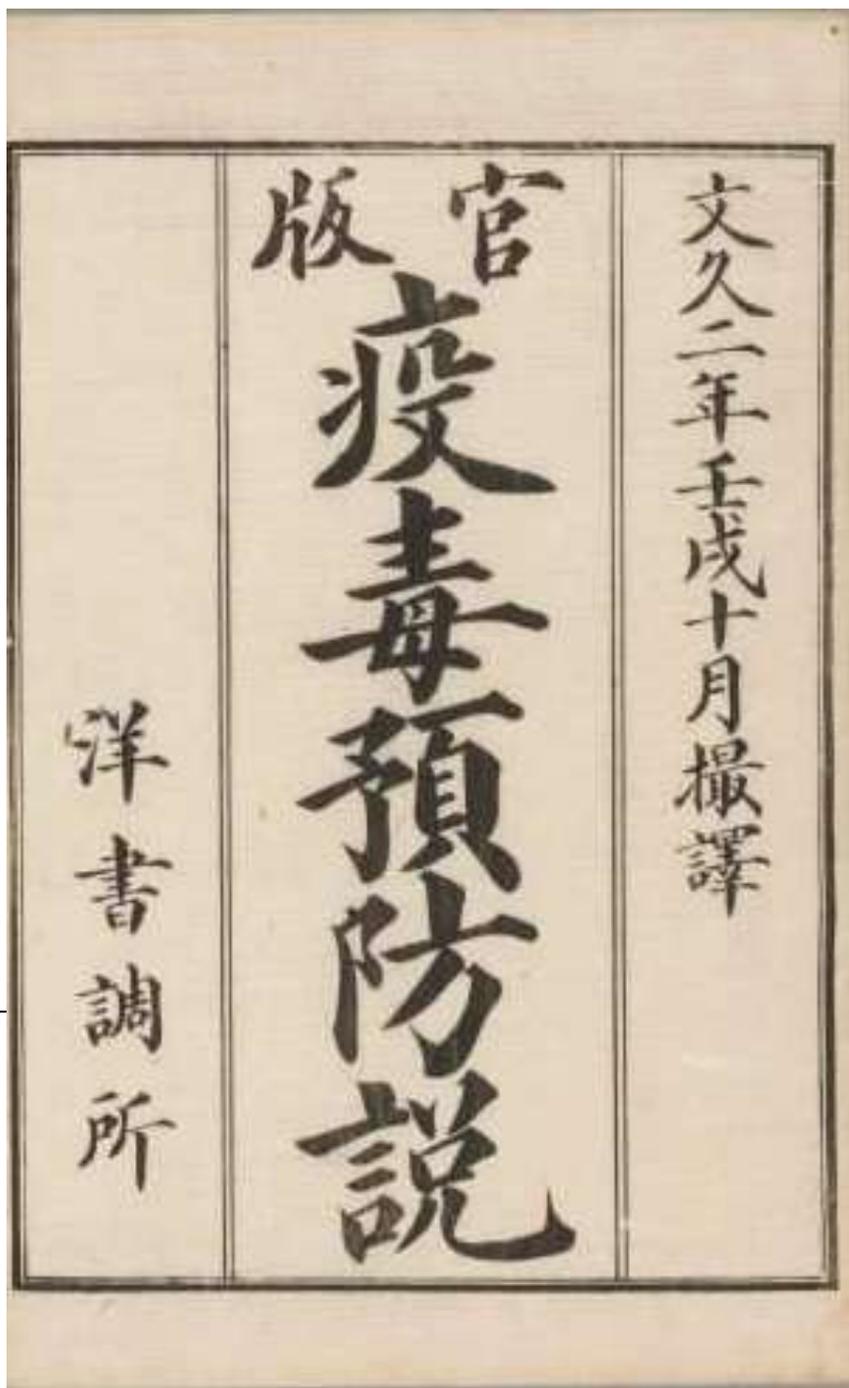


官版（かんぱん） 政府・官庁
の出版物。

疫毒 強力な伝染性・流行性を
もつ疾患で、代表的なものに
はジフテリア・猩紅熱・天然
痘・コレラ・ペストがある。
東洋医学用語。



5 / 37 右



撮訳 抄訳。

洋書調所 江戸末期、幕府の洋学教育機関。文久二年（1862）蕃書調所（江戸末期、幕府が洋学教授および洋書・外交文書の翻訳などのために設けた機関。）を改称したもの。翌年、開成所に改組・改称。

5/37 左

疫毒預防説目次

疫毒預防説

コレラ病預防心法 (しんぽう)

コレラ病流行の歴史

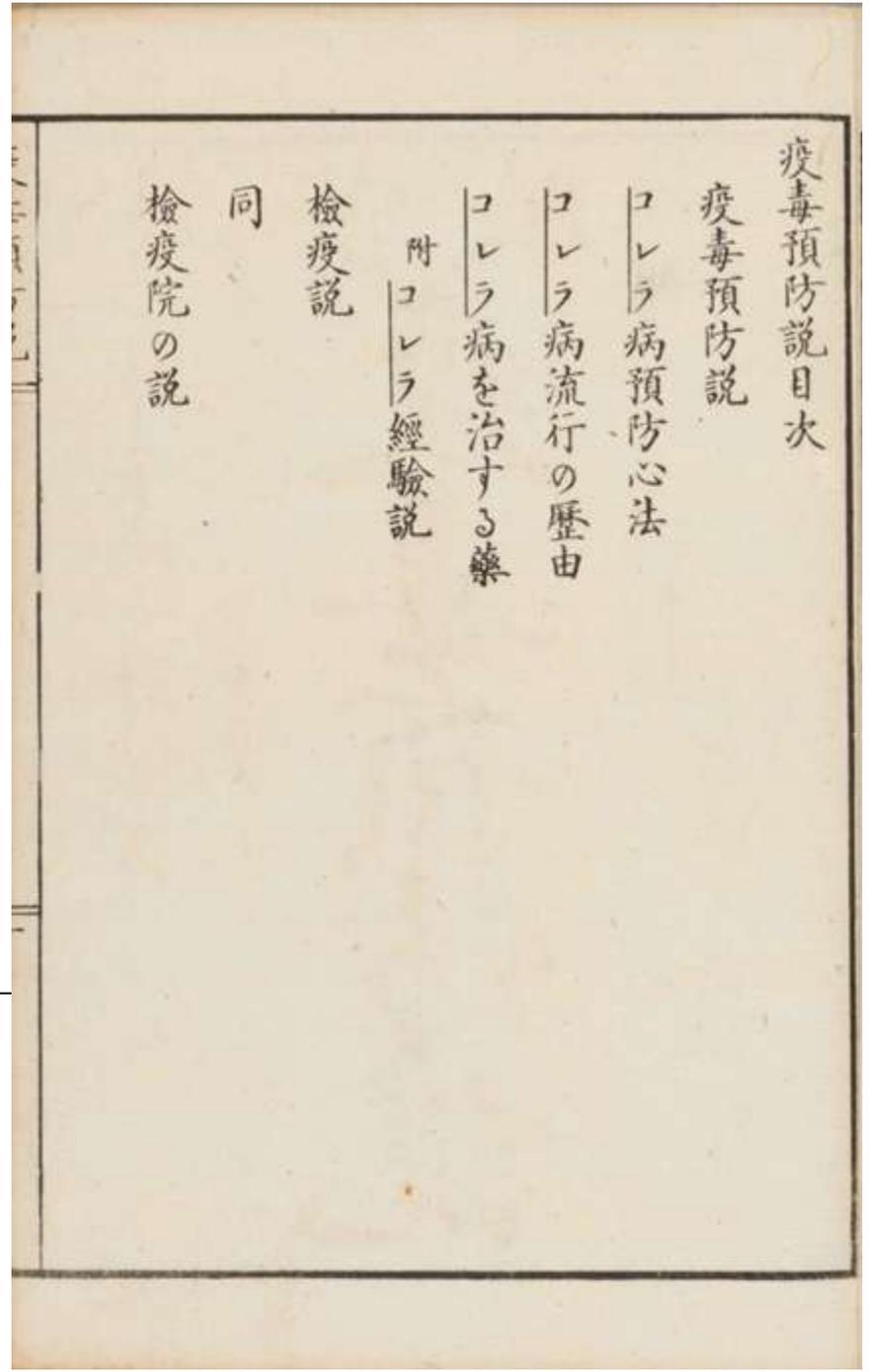
コレラ病を治する薬

附コレラ經驗説

検疫説

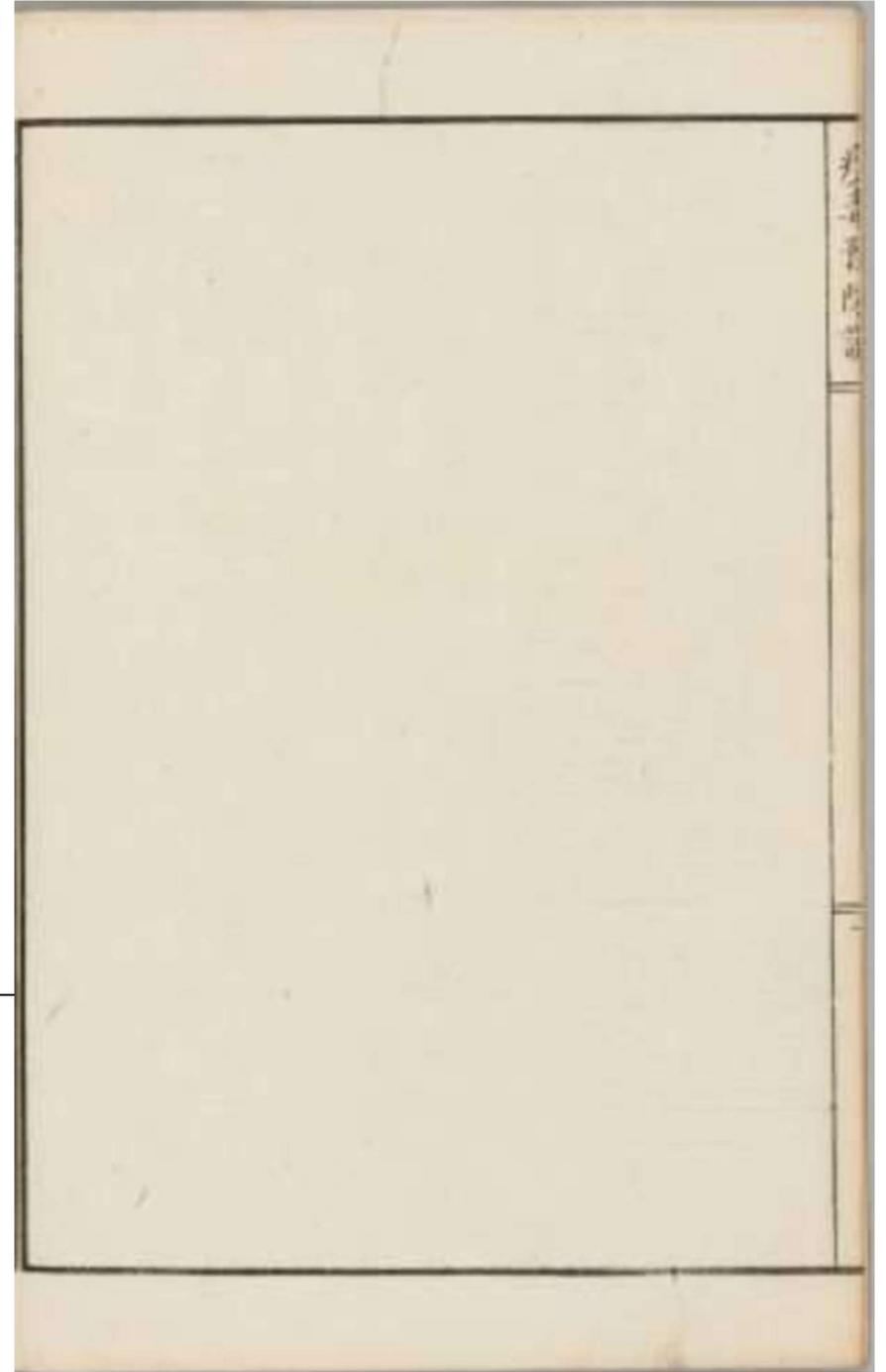
同

検疫院の説



心法 心を修める法。心の修養。
 心がけ。転じて、つとめはげむこと。

6
/
3
7
右



6/37 左

凡例

凡例

一 安政五戊午の秋コレラ病盛_レ行_レれ之_レが為_レ死_セる者江戸のみよて男女併せて二萬八千四百二十一_人ありと云翌己未の歳又再翌庚申の歳も此病少_レづ_レ流行すれども漸く其數減_レて萬延元辛酉の歳よも絶て少も其病あきよ至_レり然るよ今茲文久二壬戌の夏麻疹大_レ行_レれ後再びコレラ病盛_レ行_レれ今般も田野都會の差別あ_レく又高燥卑湿の地を選_レむす之_レを患_レる者多く特_レ麻疹後の者よ於_レて甚_レく其死よ至_レる者先般の流行よ比すれば其幾倍ふるを知らず又之_レが為_レ

一 安政五戊午の秋、コレラ病盛に行はれ、之れが為に死せる

者、江戸のみにて男女併せて二万八千四百二十一_人なりと云。

翌己未の歳、又再翌庚申の歳も此病少しづ_レ流行すれども、漸く其數減して、

万延元辛酉の歳には絶て

少も其病なきに至れり。然るに今茲文久二壬戌の夏、麻

疹大に行はれて後、再びコレラ病盛に行はれ、今般は田

野都會の差別なく、又高燥卑湿の地を選ばず之れを患

者多く、特に麻疹後の者に於て甚しく、其死に至る者先

般の流行に比すれば其幾倍なるを知らず。又之れが為に

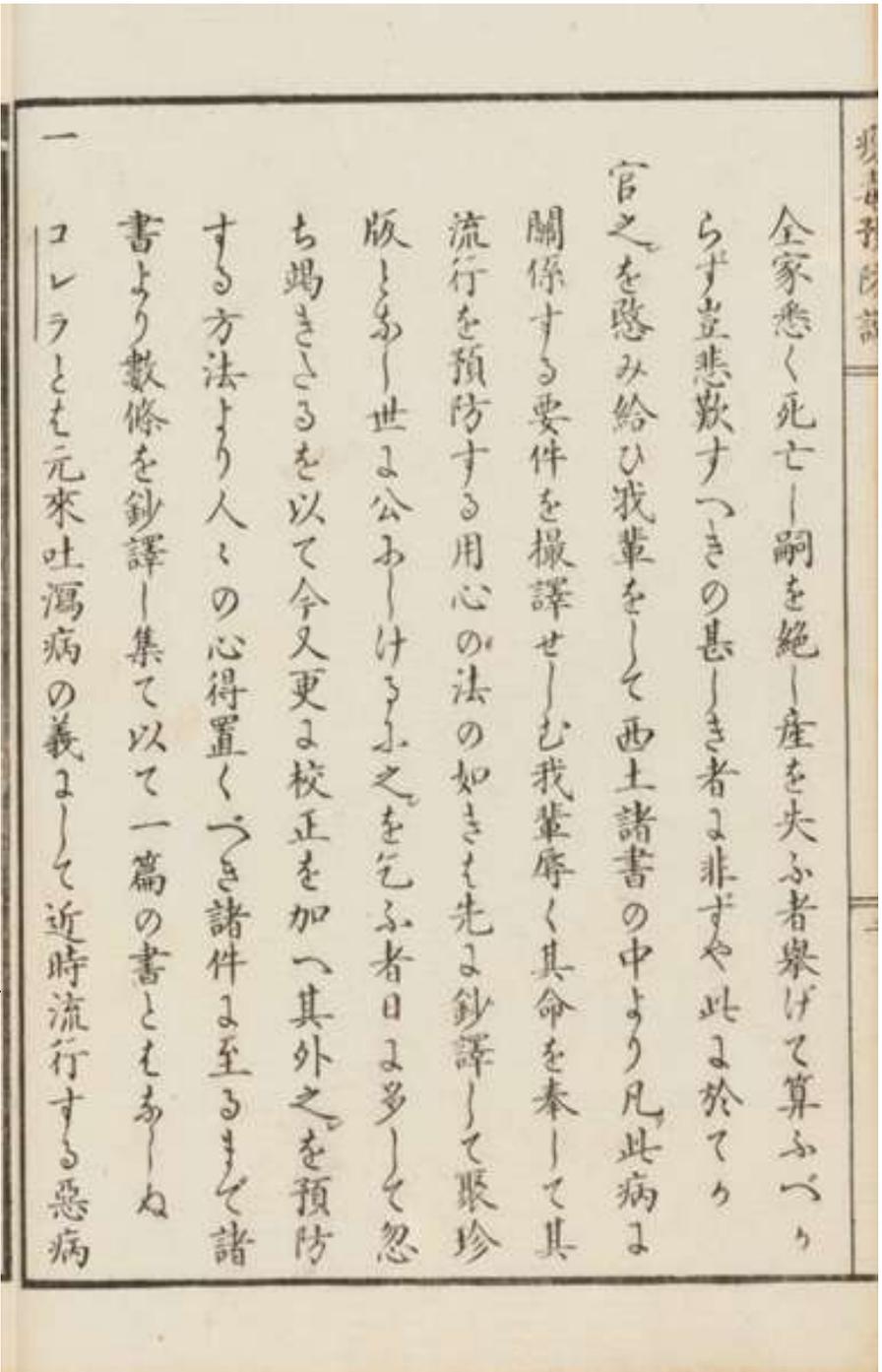
今茲 ことし。本年。

田野 田と野原。また、いなか。

高燥 土地が高く湿気が少ないこと。

卑湿 土地が低くて、じめじめしていること。

患る 病気にかかる。わずらう。



7/37 右

一 全家悉く死亡し、嗣を絶し産を失ふ者舉げて算ふべからず豈悲歎すべきの甚しき者も非ずや此に於て官之を愍み給ひ我輩をして西土諸書の中より凡此病は關係する要件を撮譯せしむ我輩辱く其命を奉りて其流行を預防する用心の法の如きも先は鈔譯して聚珍版とあり世は公ありけり之を乞ふ者日多しと忽ち竭きたるを以て今又更に校正を加へ其外之を預防する方法より人々の心得置くべき諸件に至るまで諸書より數條を鈔譯し集て以て一篇の書ともありぬ

全家(ぜんか)悉く死亡し、嗣(し)を絶し産を失ふ者、挙げて算(かぞ)ふべからず。

豈(あじ) 悲歎すへきの甚しき者に非ずや。此に於てか

官之れを(あわれ) 愍み給ひ、我輩(わがら)をして西土諸書の中より凡そ此病に

關係する要件を撮譯せしむ。我輩(わたしたち) 辱く其命を奉りて、其

流行を預防する用心の法の如きは、先に鈔訳して聚珍

版(はん)となし世に公にしけるに、之れを乞ふ者日に多して忽

ち竭きたるを以て、今又更に校正を加へ、其外之れを預防

する方法より人々の心得置くべき諸件に至るまで、諸

書より數條を鈔訳し集て、以て一篇の書とはなしぬ。

一 コレラとは元來吐瀉病の義にして、近時流行する悪病

家族全部。家内中。

嗣 あとをつぐこと。また、その人。あとつぎ。よつぎ。

豈 あとに打消しの語を伴つて、強い否定の気持ちを表す。決して…ない。

西土 西方の地。日本からみて中国・インド・西洋などをさす。

聚珍版 活字版の雅称。中国清代に侍郎の金簡が四庫全書の善本を活字で刊行しようとしたとき、乾隆帝からその名を賜ったのによる。

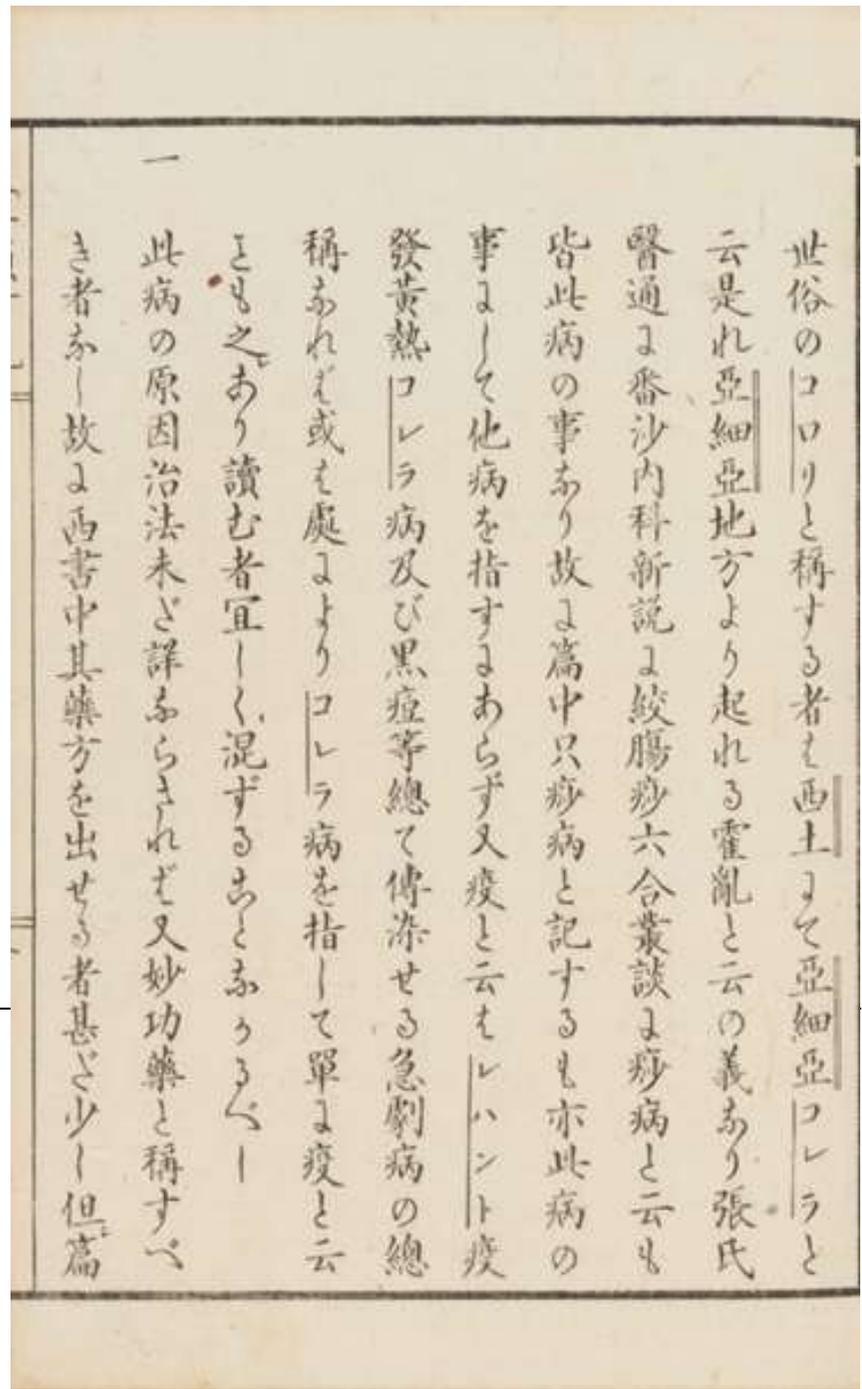
竭く つきる。つくす。なくな

なくす。

なくす。

なくす。

7/37 左



世俗のコロリと稱する者も西土にて亞細亞コレラと云是れ亞細亞地方より起れる霍亂と云の義あり張氏醫通ニ番沙内科新説ニ絞腸痧六合叢談ニ痧病と云も皆此病の事あり故ニ篇中只痧病と記するも亦此病の事ニ々他病を指すにあらず又疫と云もレハント疫發黃熱コレラ病及び黒痘等總て傳染せる急劇病の總稱あれど或も處よりコレラ病を指して單ニ疫と云とも之あり讀む者宜しく混ざるあふらるべし

一 此病の原因治法未だ詳ふらざれど又妙功藥と稱すべき者あり故ニ西書中其藥方を出せる者甚だ少し但篇

世俗のコロリと稱する者(物)は、西土にて亜細亞コレラと

云。是れ亜細亞地方より起れる霍亂(かむらん)と云の義なり。張氏(ちやうし)

醫通(いとう)に番沙、内科新説に絞腸痧(せうじやうしや)、六合叢談(りくごくそうだん)に痧病と云も、

皆此病の事なり。故に篇中只痧病と記するも亦此病の

事にして、他病を指すにあらず。又、疫と云はレハント疫・

發黃熱(はつじやうねつ)・コレラ病及び黒痘等、總て傳染せる急劇病の總

稱なれば、或は処によりコレラ病を指して單に疫と云

ことも之れあり、讀む者宜しく混することなかるべし。

一 此病の原因・治法、未だ詳(しやう)ならざれば、又妙功藥と稱すべ

き者(もの)なし。故に、西書中其藥方を出せる者甚だ少(すく)し。但し篇

霍亂 漢方で、日射病をさした語。また、夏に起きやすい、激しい吐き気・下痢などを伴う急性の病気をいった。

張氏醫通 清朝の名医張璐の著書。

内科新説 英国人の宣教医ベンジャミン・ポブソンが、中国に西洋医学を伝えるため、中国語で著した内科医書の和刻本。

痧 病氣の名。下痢や嘔吐を伴う病氣。

六合叢談 1857年1月から翌年2月まで月一回、中国上海でロンドン伝道協會を中心としたミッション関係者によって刊行された冊子型新聞を、洋書調所が「日本版」として発行したもの。

レハント レバント。東部地中海沿岸地方の歴史的な名称。

黃熱 ヒトには蚊を介して感染する。発症すると、発熱、頭痛、筋肉痛、嘔吐などの症状が現れ、死に至ることもある。

8/37 右

末に舉ぐる一二方の如きも彼邦にて頗る驗を経たる者あれも宜く信從して之を採用すべし

一 近時我邦の賣藥者流幾那鹽を専らコレラ病の妙功藥とを誇張すれども未だ西書中此の如き事を載するを見ず又之を用ひたる患者を親驗するも佳候を呈するを見ず却て苦悶を増加し死に至るを見るあり學者それ慎まざるべけんや

文久二年壬戌十月五日 洋書調所教授方 謹識

末に挙ぐる一、二方の如きは、彼邦にて頗る驗を経たる

者なれば、宜く信從して之を採用すべし。

一 近時我邦の賣藥者流、幾那鹽を専らコレラ病の妙功藥

たるを誇張すれども、未だ西書中、此の如き事を載する

を見ず。又之を用ひたる患者を親驗するに、佳候を呈す

るを見ず、却て苦悶を増加し死に至るを見るなり。學者

それ慎まざるべけんや。

文久二年壬戌十月五日 洋書調所教授方 謹識

驗 証拠によつて確かめる。た
めす。

流 仲間。たぐい。また、階層。
等級。

キナ塩 キニーネを塩酸・硫酸
などと化合させて作る白色
針状の結晶。抗マリアア剤。
親驗 親しくためすこと。みず
からためしてみること。

佳候 よい症候。

謹識 つつしんでしるす。

疫毒預防説 千八百五十六年荷蘭の醫師フロイ
 ンコフス著せる衛生全書撮譯
 當今一異種の病あり恐るべき荒亂をふすに因り衆人甚ど
 之を危懼す此病は於ても一種の傳染毒血中より生じ其毒感
 受し易き體に觸るれば其曾て生じたる人の體に發する症
 と全く同症を起し以て絶へず新に傳染をふすあり○是故
 は此病も人々陸續急速に相傳染し或は衆人一齊に相感染
 す是を以て此病の毒も患者の血中より生ずると恰も發酵の
 鋭烈液中に瀰漫すると同一なるべしと考察せり○但し此傳
 染毒時として甚ど揮發走竄にして病人の呼氣及び蒸發
 氣より大氣中に傳送し夫より無病健全の人の吸氣に入り

8/37 左

疫毒預防説 千八百五十六年荷蘭の醫師フロイ
 ンコフスが著せる衛生全書撮譯

當今、一異種の病あり。恐るべき荒亂をなすに因り、衆人甚だ

之れを危懼す。此病に於ては、一種の伝染毒血中に生じ、其毒感

受し易き体に触るれば、其曾て生じたる人の体に發する症

と全く同症を起し、以て絶えず新に伝染をなすなり ○是故

に此病は、人々陸續急速に相伝染し、或は衆人一齊に相感染

す。是を以て此病の毒は、患者の血中に生ずること、恰も發酵の

鋭烈液中に瀰漫すると同一なるべしと考察せり ○但し此の伝

染毒、時としては甚だ揮發走竄にして、病人の呼氣及び蒸發

氣より大氣中に伝送し、夫より無病健全の人の吸氣に入り

荷蘭 オランダ。

危懼 おそれる。

陸續 ひっきりなしに続くさま。

鋭烈 激しく鋭い様。
瀰漫 広がりはびこること。

走竄 芳香性の薬物は揮發や放散の作用を有する。本草学上ではこの種の特性を「走而不守」或は「走竄」という。

更に其體に傳染すること疑を容るべからず○史録中屢此の如き病の恐るべき荒亂をふすとを載せて毎次總稱して疫毒ト云へり○方今に於ても尚此の如き病屢流行する事ありて其症二般あり即ち一は熱地は流行する症として之を發黃熱ト名け一は寒國にも亦流行する症として之を痧病ト稱す○發黃熱も夏日の熱度寒暖計を以て測るに其中數七十五度の地より全く外に出でず阿非利加及び西印度も其最甚き地方あり○痧病も昔時亞細亞に限れる病あり其本名を亞細亞霍亂ト云ふ之に因る然ども此症近時西土及び他の温道諸地にも夥

9/37 右

更に其體に傳染すること、疑を容るべからず ○史録中屢々此の

史録 史料。

如き病の恐るべき荒亂をなすことを載せて、毎次總稱して疫

毒ト云へり ○方今に於ても尚此の如き病、屢々流行する

方今 ちようど今。 現今。

ことありて、其症二般あり。即ち、一は熱地に流行する症にして

之れを發黃熱ト名け、一は寒國にも亦流行する症に

して之れを痧病ト稱す ○發黃熱は、夏日の熱度、寒暖計を

以て測るに、其中數七十五度の地より全く外に出でず、

利加及西印度は其最も甚しき地方なり ○痧病は昔時亞細

亞に限れる病なりし其本名を亞細亞霍亂ト云ふ

之れに因る。然ども此症、近時は西土及び他の温道諸地にも夥

9/37 左

しく流行せり ○右の二病共は血中へ含めり毒氣を以て各
 個の生器を虚衰せしむるをあり特は消食諸器を甚しく
 損害す ○發黃熱は於ても胃より半は腐敗せる血を混じり
 る胆汁を吐出し痧病は於ても胃及び諸腸の血一個の分泌
 機を起して其流動分即血中の水分のみを上下へ泄出するを以て
 全體の血中へも復運輸すべからざる稠厚濃厚の物質より留る
 とあきま至れり
 蓋傳染病も其毒蔓延して靜定せる氣中へ蓄積するときはも
 特は其荒亂をふすと大ありとす ○是を以て傳染病を預防
 するはも新鮮の大氣を流通せしめて自在に之を居室中へ

しく流行せり ○右の二病共に、血中に含める毒氣を以て各

個の生器を虚衰せしむることをなし、特に消食諸器を甚しく

損害す ○發黃熱に於ては、胃より半ば腐敗せる血を混じした

る胆汁を吐出し、痧病に於ては、胃及び諸腸の血、一個の分泌

機を起して其流動分即ち血中の水分のみを上下に泄出するを以て、

全體の血中には、復た運輸すべからざる稠厚(濃厚)の物質より留る

ことなきに至れり。

蓋(た)し伝染病は、其毒蔓延して靜定せる氣中に蓄積するときは、

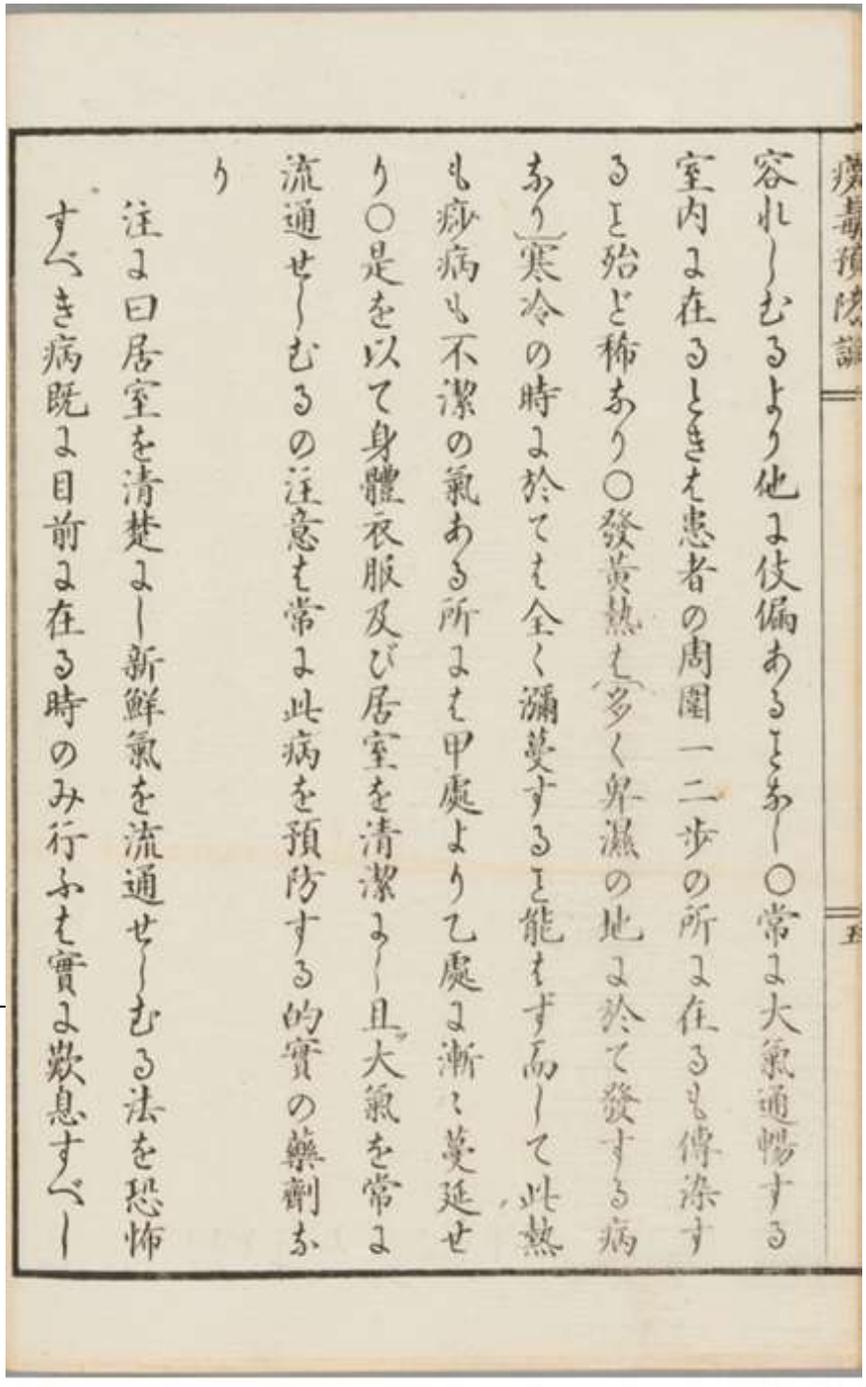
特に其荒亂をなすこと大なりとす ○是を以て伝染病を預防

するには、新鮮の大氣を流通せしめて、自在に之を居室中に

生器 臟器。
消食 消化を促す。

稠厚 厚くまんべんなくびっ
しり詰まっている。粥や糊が
濃いさま。

蓋し 確かに。



10/37 右

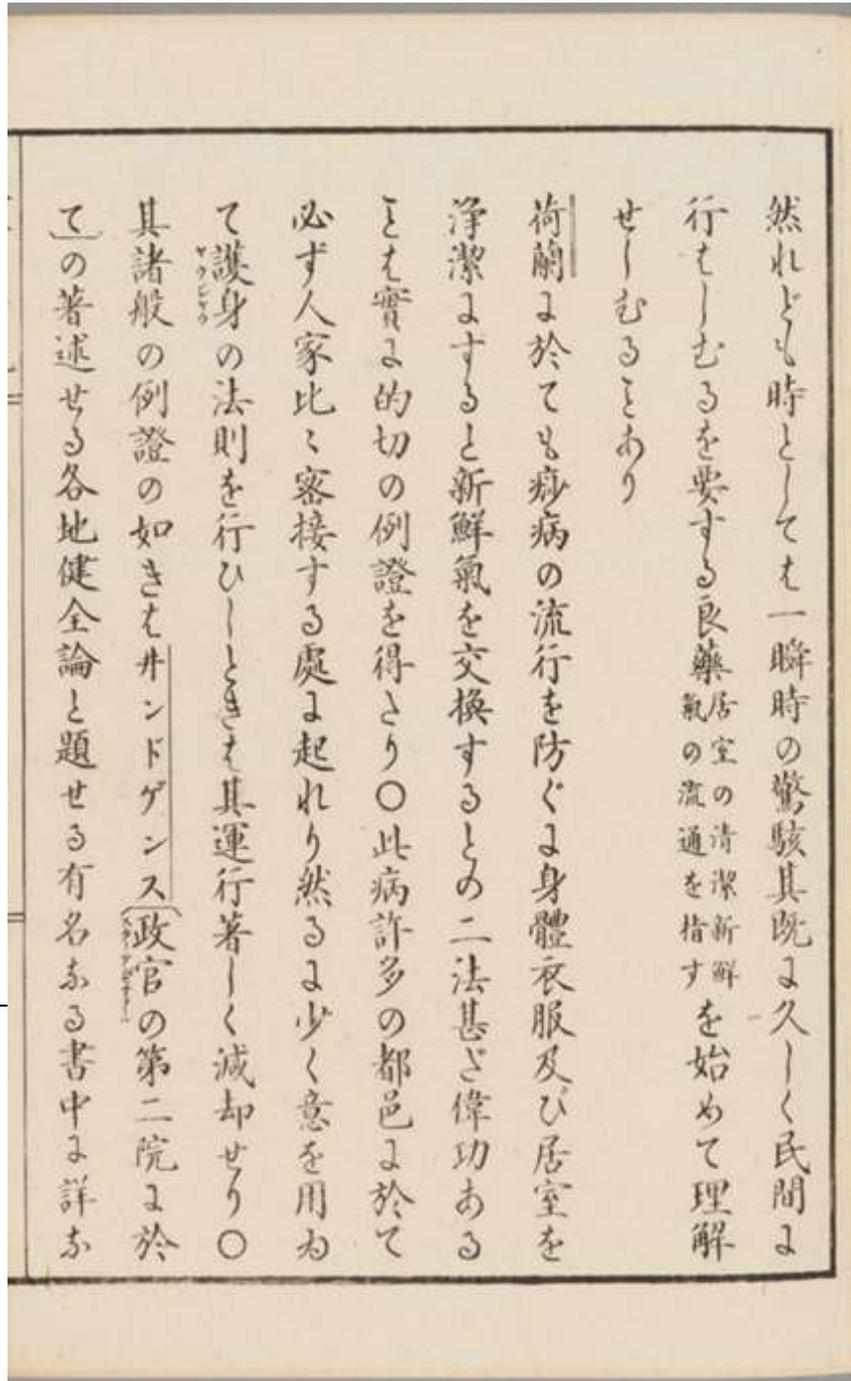
容れしむるより他に伎量あることなし ○常に大氣(うき)通暢(つうちやう)する
 室内に在るときは、患者の周圍一、二歩の所に在るも伝染す
 ること殆ど稀なり ○發黃熱は「多く卑濕の地に於て発する病
 なり」、寒冷の時に於ては全く瀰漫(みまん)すること能はず。而して此熱
 も痧病も不潔の氣ある所には、甲處より乙處に漸々(ぜんぜん)蔓延せ
 り ○是を以て、身体衣服及び居室を清潔にし、且つ大氣を常に
 流通せしむるの注意は、常に此病を預防する**的實の藥劑な**
 り。
 注に曰、居室を清楚にし新鮮氣を流通せしむる法を、恐怖
 すべき病既に目前に在る時のみ行ふは、實に嘆息すべし。

通暢 つかえることなくすう
すう通ること。

漸々 じわじわと。

容れしむるより他に伎量あることなし ○常に大氣(うき)通暢(つうちやう)する
 室内に在るときは、患者の周圍一、二歩の所に在るも伝染す
 ること殆ど稀なり ○發黃熱は「多く卑濕の地に於て発する病
 なり」、寒冷の時に於ては全く瀰漫(みまん)すること能はず。而して此熱
 も痧病も不潔の氣ある所には、甲處より乙處に漸々(ぜんぜん)蔓延せ
 り ○是を以て、身体衣服及び居室を清潔にし、且つ大氣を常に
 流通せしむるの注意は、常に此病を預防する**的實の藥劑な**
 り。
 注に曰、居室を清楚にし新鮮氣を流通せしむる法を、恐怖
 すべき病既に目前に在る時のみ行ふは、實に嘆息すべし。

10/37 左



然れども時として一瞬時の驚駭其既に久しく民間に
行もむるを要する良藥居室の清潔新鮮
気の流通を指すを始めて理解
せしむることあり

荷蘭に於ても痧病の流行を防ぐは身體衣服及び居室を
清潔にするは新鮮氣を交換するとの二法甚だ偉功ある
とも實は切的例證を得たり○此病許多の都邑に於て
必ず人家比々密接する處に起れり然るは少く意を用ひ
て護身の法則を行ひしとき其運行著しく減却せり○
其諸般の例證の如きも井ンドゲンス政官の第二院に於
ての著述せる各地健全論と題せる有名なる書中に詳な

然れども時としては、一瞬時の驚駭、其既に久しく民間に

行はしむるを要する良藥居室の清潔 新鮮
気の流通を指すを、始めて理解

せしむることあり。

荷蘭に於ても、痧病の流行を防ぐに、身体・衣服及び居室を

清潔にすること、新鮮氣を交換することの二法、甚だ偉功ある

ことは、実切的例證を得たり ○此病許多の都邑に於て、

必ず人家比々密接する處に起れり。然るに少く意を用ひ

て護身の法則を行ひしときは、其運行著しく減却せり ○

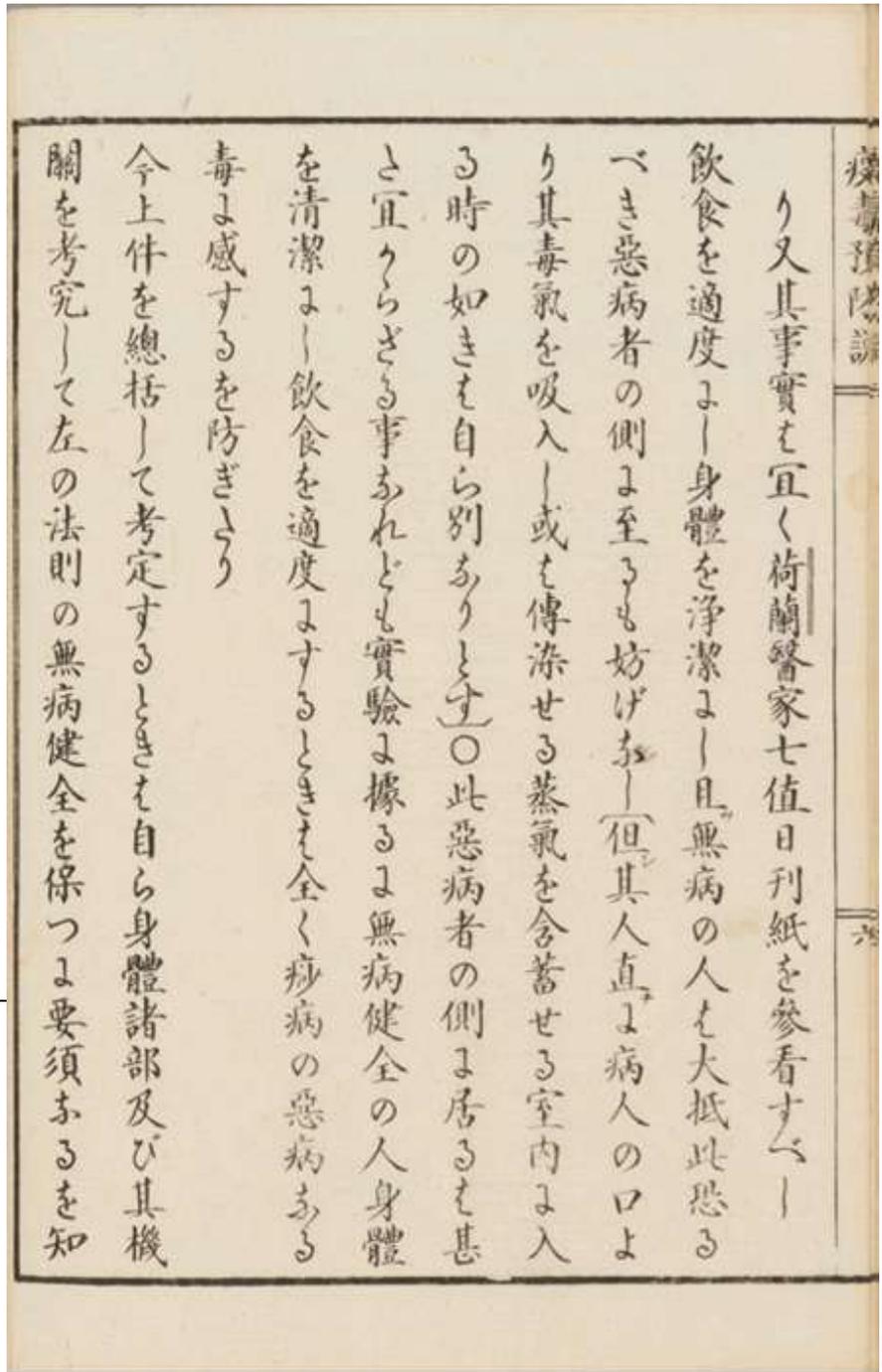
其諸般の例證の如きは、インドゲンス「政官」の第二院に於

ての著述せる各地健全論と題せる有名なる書中に詳な

驚駭 ①非常に驚くこと。②驚愕。

痧病 中毒性の血液が原因で起る病氣。

偉功 ①立派な手柄。②すぐれた功績。
的切 思った通りであること。
許多 ①数多いこと。②あまた。
都邑 ①人口の多いにぎやかなまち。②みやこ。
比々 物事が並び連なるさま。
護身の法則 危険なモノに触れない、近づかない。



11/37 右

り。又、其事實は、宜く荷蘭醫家七値日刊紙を參看すべし。

飲食を適度にし、身體を淨潔にし、且つ無病の人は、大抵此恐る

べき惡病者の側に至るも妨げなし。〔但し、其人直ちに病人の口よ

り其毒氣を吸入し、或は伝染せる蒸氣を含蓄せる室内に入

る時の如きは、自ら別なりとす〕○此惡病者の側に居るは甚

だ宜からざる事なれども、実験に拠るに、無病健全の人、身體

を清潔にし飲食を適度にするときは、全く痧病の惡病なる

毒に感ずるを防ぎたり。

今、上件を總括して考定するときは、自ら身體諸部及び其機

關を考究して、左の法則の無病健全を保つに要須なるを知

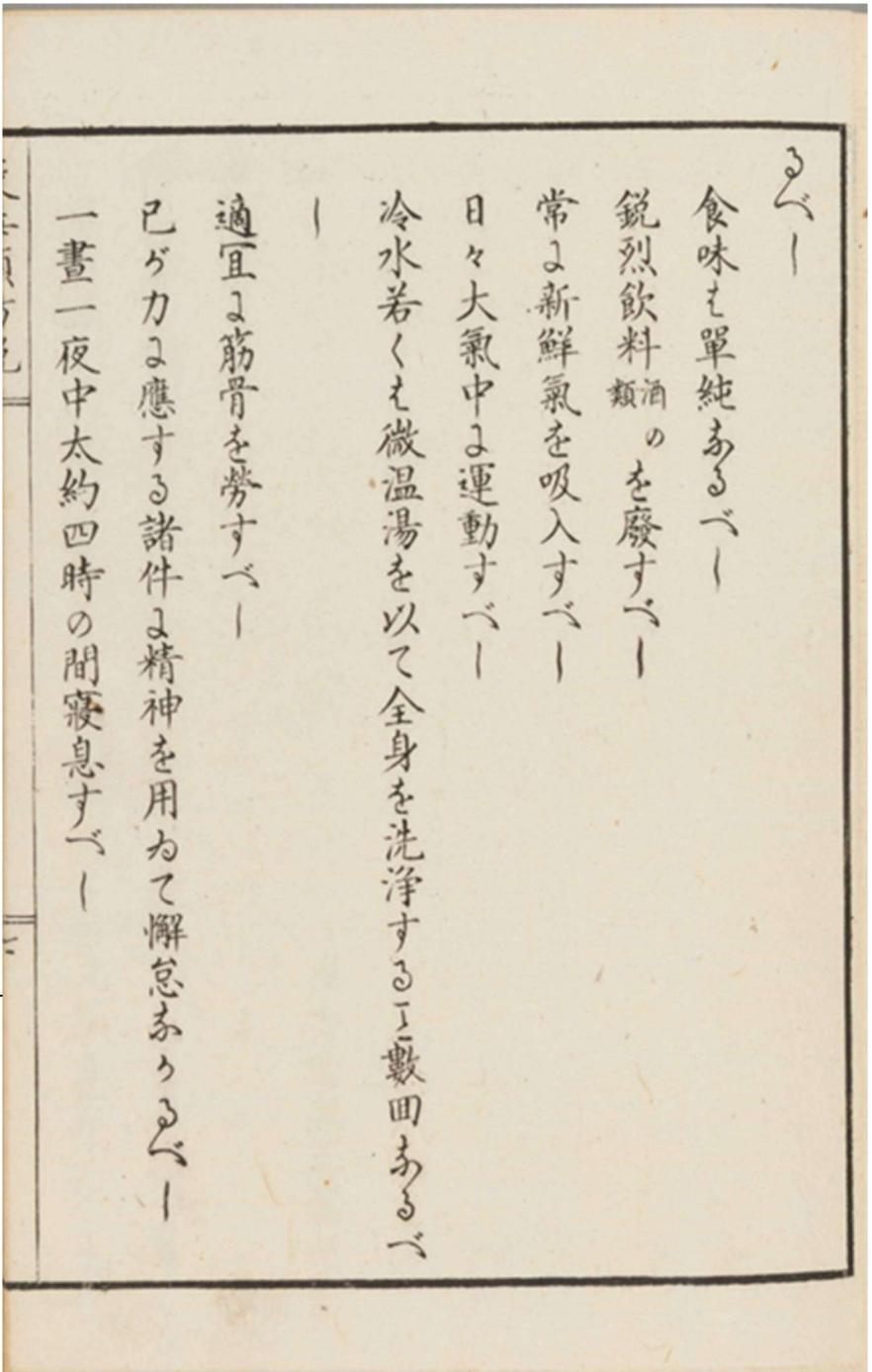
七値 七曜を中心に日付が配置された表。

參看 ①照らし合わせて見ること。②参照。

考定 はつきりしない点を考えて明らかにすること。

考究 問題を掘り下げて考えること。

要須 ①ある物事にとってなくてはならないこと。②必須。



11/37 左

るべし。

食味は單純なるべし

銳烈飲料 酒の類 を廢すべし

常に新鮮氣を吸入すべし

日々大氣中に運動すべし

冷水若くは微温湯を以て全身を洗淨すること數回なるべし

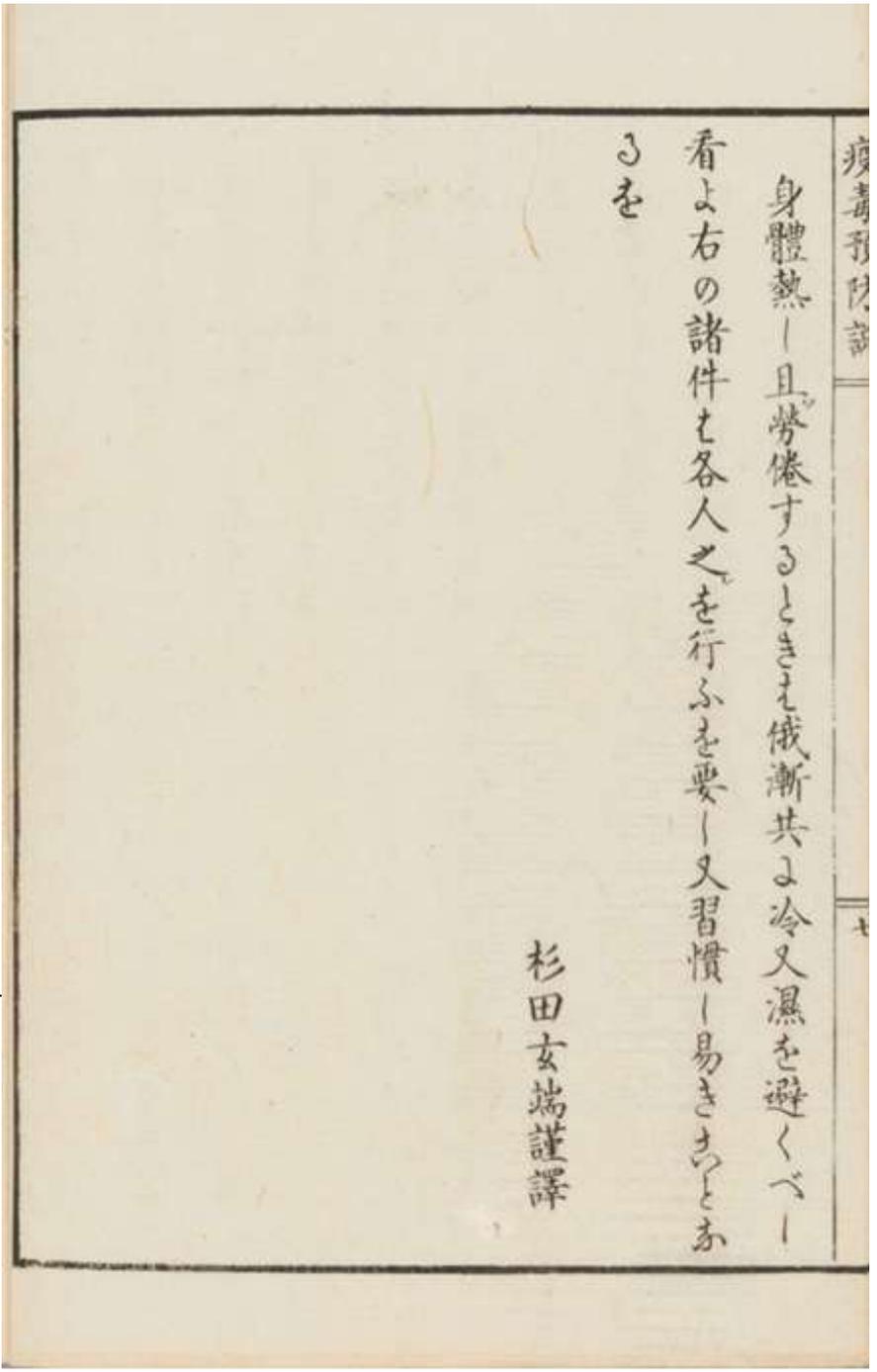
し

適宜に筋骨を勞すべし

己が力に應ずる諸件に、精神を用いて懈怠怠りなかるべし

一晝一夜中、太約たうやく四時よんじの間寢息ねいきすべし

懈怠 ①なまけること。②おこたり。
大約 ①おおよそ。②ほほ。



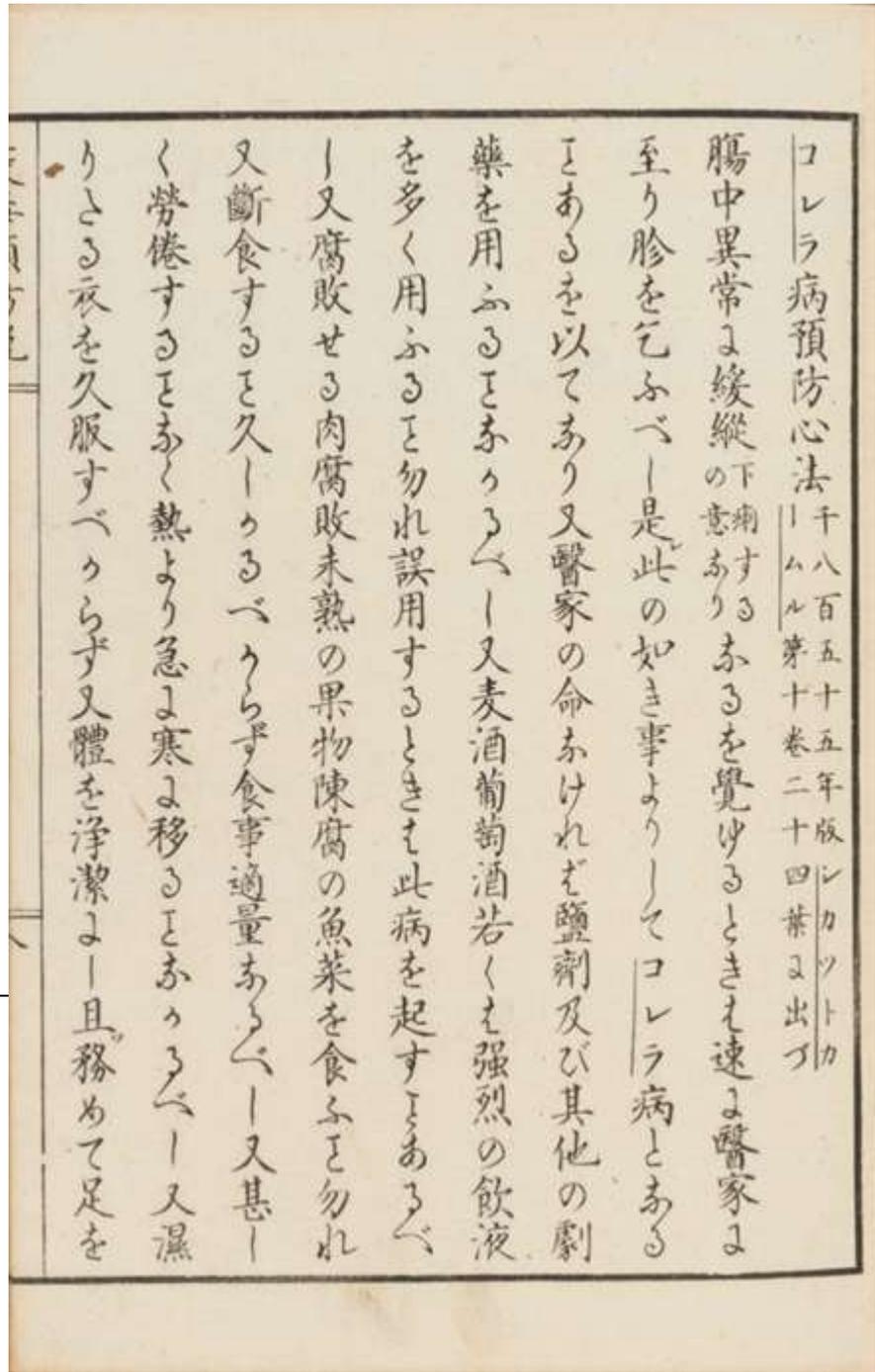
12/37 右

身體熱し且つ勞倦(あつた)するときは、俄・漸共に冷又濕(うる)を避くべし。

看よ、右の諸件は各人之れを行ふを要し、又、習慣し易きことなるを。

杉田玄端謹訳

勞倦 過勞。
①しめる。②しめりけ



12/37 左

コレラ病預防心法

千八百五十五年版シカットカームル第十卷二十四葉に出づ。

腹中異常に緩縦

(かんじょう) 下痢するの意なり

なるを覚ゆるときは、速に医家に

至り 脘(こゝろ)を乞ふべし。是れ此の如き事よりして、コレラ病となる

ことあるを以てなり。又、医家の命(めい)なければ、塩剤及び其他の劇

薬を用ふることなかるべし。又麦酒・葡萄酒若くは強烈の飲液

を多く用ふること勿れ。誤用するときはこの病を起すことあるべ

し。又、腐敗せる肉、腐敗・未熟の果物、陳腐(ちんぷ)の魚菜を食ふこと勿れ。

又、断食すること久しかるべからず、食事適量なるべし。又、甚し

く勞倦することなく、熱より急に寒に移ることなかるべし。又、湿

りたる衣を久服すべからず。又、体を淨潔にし、且つ務めて足を

シカットカームル Schat-
kamer ケーニヒスベルク大
学の教授ウオイトによる『医
事博物宝函』の原題の一部。
脘 病気の症状を調べる。診断
する。

陳腐 古い。

温保すべし。又、室を清楚にし、且つ白色になすべし。務めて窓を
開張し、不潔の物あらば速に之れを去るべし。又、有害の臭気を
避くる適當の藥劑を用ふべし。又、住宅の近傍に糞壤其他不
潔の汚積あり、又、汚臭の水・嫌悪の氣・若くは有害の諸物あら
ば、速に之を除却すべき權ある其地の長官に之れを訴ふべし。

杉田玄端謹譯

13/37 右

温保すべし。又、室を清楚にし、且つ白色になすべし。務めて窓を

開張し、不潔の物あらば速に之れを去るべし。又、有害の臭気を

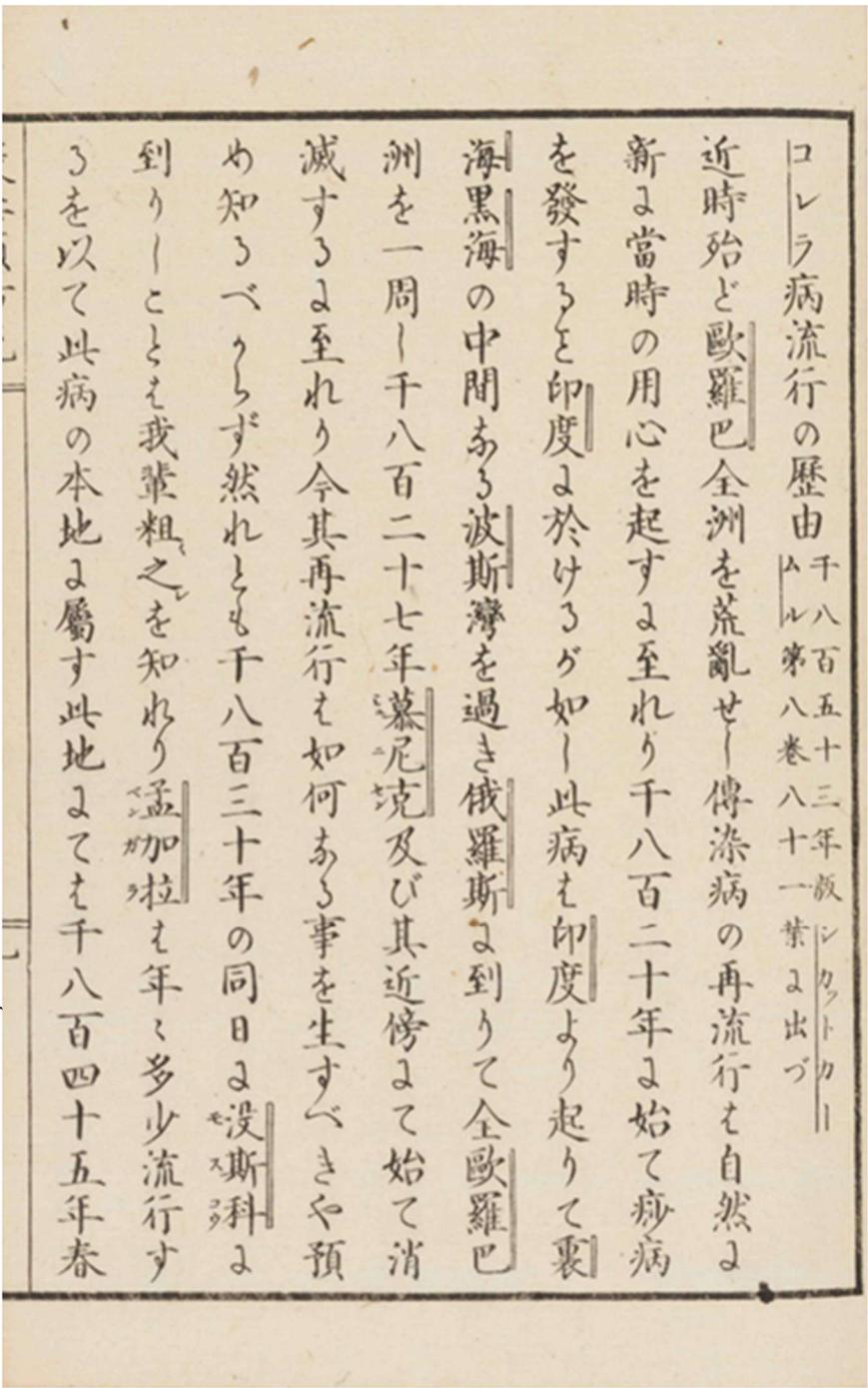
避くる適當の藥劑を用ふべし。又、住宅の近傍に糞壤其他不

潔の汚積あり、又、汚臭の水・嫌悪の氣・若くは有害の諸物あら

ば、速に之を除却すべき權ある其地の長官に之れを訴ふべし。

杉田玄端謹譯

糞壤 ①堆肥。②こやし。



13 / 37 左

コレラ病流行の歴由 千八百五十三年版シカトカー
ムル第八卷八十一葉に出づ。

近時殆ど歐羅巴全州を荒乱せし伝染病の再流行は、自然に

新に当時の用心を起すに至れり。千八百二十年に始て痧病

を發すること印度に於けるが如し。此病は印度より起りて、裏

海・黒海の中間なる波斯灣を過ぎ、俄羅斯に到りて全歐羅巴

州を一周し、千八百二十七年慕尼黑及び其近傍にて始て消

滅するに至れり。今其再流行は如何なる事を生すべきや預

め知るべからず。然れども、千八百三十年の同日に莫斯科に

到りしことは、吾輩粗く之れを知れり。孟加拉は年々多少流行す

るを以て此病の本地に屬す。此地にては、千八百四十五年春

コレラ病流行の歴由 千八百五十三年版シカトカー
ムル第八卷八十一葉に出づ

近時殆ど歐羅巴全州を荒乱せし伝染病の再流行も自然に
新に當時の用心を起すに至れり千八百二十年に始て痧病
を發すると印度に於けるが如し此病も印度より起りて裏
海黒海の中間ある波斯灣を過ぎ俄羅斯に到りて全歐羅巴
州を一周し千八百二十七年慕尼黑及び其近傍にて始て消
滅するに至れり今其再流行も如何ある事を生すべきや預
め知るべからず然れども千八百三十年の同日に莫斯科に
到りしことも我輩粗く之れを知れり孟加拉も年々多少流行す
るを以て此病の本地に屬す此地にては千八百四十五年春

裏海 カスピ海の別称

慕尼黑 ミュンヘン。

孟加拉 インドとバングラデ
シュにまたがるベンガル地
方。

疫毒預防説

分の頃一時痧病蔓延して最兇暴の性を顯せりバロニの祭禮も例年其參詣する者夥しきも當年全く廢するに至るも其明證とあるべし但し其道路諸處に死人多し原野に在るものも狗及び蟻の食餌とあれり又千八百四十六年の夏に於ても此病阿富汗亞喇伯波斯亞爾美尼亞美索不迷亞里亞小亞細亞に流行し其後印度大陸の諸地更に南部あり錫蘭島に流行せり其證何れの地に行もるも皆惡性にして阿富汗のモラツシにても二萬五千人の居民其半を亡失しバグダットに於てもリマサンの祭禮の節暫時に七千人を亡失せり又佛哈刺威聊及び波斯より黙加の方に到る

14/37 右

分の頃、一時痧病蔓延して、最も狂暴の性を顯はせり。バロニの

祭禮は例年其參詣する者夥しきに、當年全く廢するに至る

は其明證となるべし。但し其道路諸處に死人多しして、原野に在

るものは狗及び蟻の食餌となれり。又千八百四十六年の夏

に於ては、此病阿富汗・阿喇伯・波斯・亞爾美尼亞・美索不迷亞・叙

里亞・小亞細亞に流行し、其後印度大陸の諸地、更に南部なる

錫蘭島に流行せり。其證何れの地に行はるも皆惡性にし

て、阿富汗のキュラツシにては、二万五千人の居民其半ばを亡

失し、バグダットに於ては、リマサンの祭禮の節、暫時に七千

人を亡失せり。又佛哈刺・威聊及び波斯より黙加の方に至る

小亞細亞 トルコの別称。

佛哈刺 ポカラ。ネパール中西部に位置する都市か？
威聊 ヘラート。アフガニスタン西部の都市。

參詣の侶約するに六萬人全く死するに至りコレラ病右
 の如き告知ありて後を暫時其蔓延の勢を止めて千八百四
 十七年の第五月得勒に於て稍甚しく現れ終に歐羅巴俄羅
 斯没斯科にまで蔓延するに至り而して千八百二十九年
 及び千八百三十年に於けるが如く兩地界即俄倫堡鎮の西
 界と裏海の西岸とを超へて窩瓦河に沿ひ行けども北北西
 に至るとあく却て時々岐路に走り又其蔓延至て徐々あれ
 ども往時の如く河邊に進むと多く以て特に河邊の地を荒
 亂せり但し高燥の地も印度にても猶歐土の如く或も全く之
 を免れ或も流行するも甚しきとあり又此病の流行以來

14/37 左

參詣の 侶 (いもがひ) 約するに六萬人全く死するに至れり。コレラ病右

の如き告知ありて後は、暫時其蔓延の勢を止めて、千八百四

十七年の第五月、得勒ゾロラに於て稍々(ちや)甚しく現れ、終に歐羅巴・俄羅

斯・没斯科にまで蔓延するに至れり。而して千八百二十九年

及び千八百三十年に於けるが如く、兩地界即ち俄倫堡鎮オレンブルクの西

界と裏海の西岸とを超へて窩瓦河ワウカに沿ひ行けども、北北西

に至ることなく却て時々岐路に走り、又其蔓延至て徐々なれ

ども、往時の如く河邊に進むこと多く、以て特に河邊の地を荒

亂せり。但し高燥の地は、印度にても猶歐土の如く、或は全く之れ

を免がれ、或は流行するも甚しきことなし。又此病の流行以來

得勒 域 イラクのチグリス川流

稍々 ①少しばかり。②しばらく。③次第に。だんだんと。

俄倫堡 ロシアの都市。オレンブルク。

鎮 軍隊を駐屯させて守備や治安にあたる地。

窩瓦河 ボルガ川。

其發源用藥及び其傳染の有無に就き種々の説起ると固より論あり其傳染の如きを特に俄羅斯に於て其實験あるとを證せり蓋此病の蔓延も大氣中に傳染毒を含有するに歸すること切實ありと云説あるを以て醫家に在ても之を防ぐが爲め衛護の兵隊を設くべきや又も檢疫院を建てべきやの疑問を解くこと甚だ難しとす但政府にて大切と行ふべきもコレラ病將に流行し來らんとするときは衆人は適當の攝生法を行ひて其傳染の一分を減し又貧民は最も急速に醫療を加ふるを得せしむるに在りコレラ病は特異の妙藥あり是を以て其妙藥を要求せんとするの惑

15/37 右

其發源用藥及び其傳染の有無に就き、種々の説起ること固より論なし。

其傳染の如きは、特に俄羅斯ロシアに於て其實験あることを証せり。

蓋し此病の蔓延は、大氣中に傳染毒を含有するに歸

すること切實なりと云説あるを以て、醫家に在ては之れを防

ぐが爲め衛護の兵隊を設くべきや、又は檢疫院を建てべべき

やの疑問を解くこと甚だ難しとす。但し政府にて大切とし行

ふべきは、コレラ病將に流行し來らんとするときは、衆人に

適當の攝生法を行はしめて其傳染の一分を減じ、又貧民に

も最も急速に醫療を加ふるを得せしむるに在り。コレラ病に

は特異の妙藥なし。是を以て其妙藥を要求せんとするの惑

15 / 37 左

とるをも此病も亦他の諸病の如く其症種々として又他病
と合併するところを知る者をも頗る明白あるべし是故に
此病起るときは其症状を拘わらず總て賣藥者流に任する
ことなく最初より直に良醫の救治を乞ふことを命すべし

杉田玄端謹譯

たることは、此病も亦他の諸病の如く其症種々にして、又他病

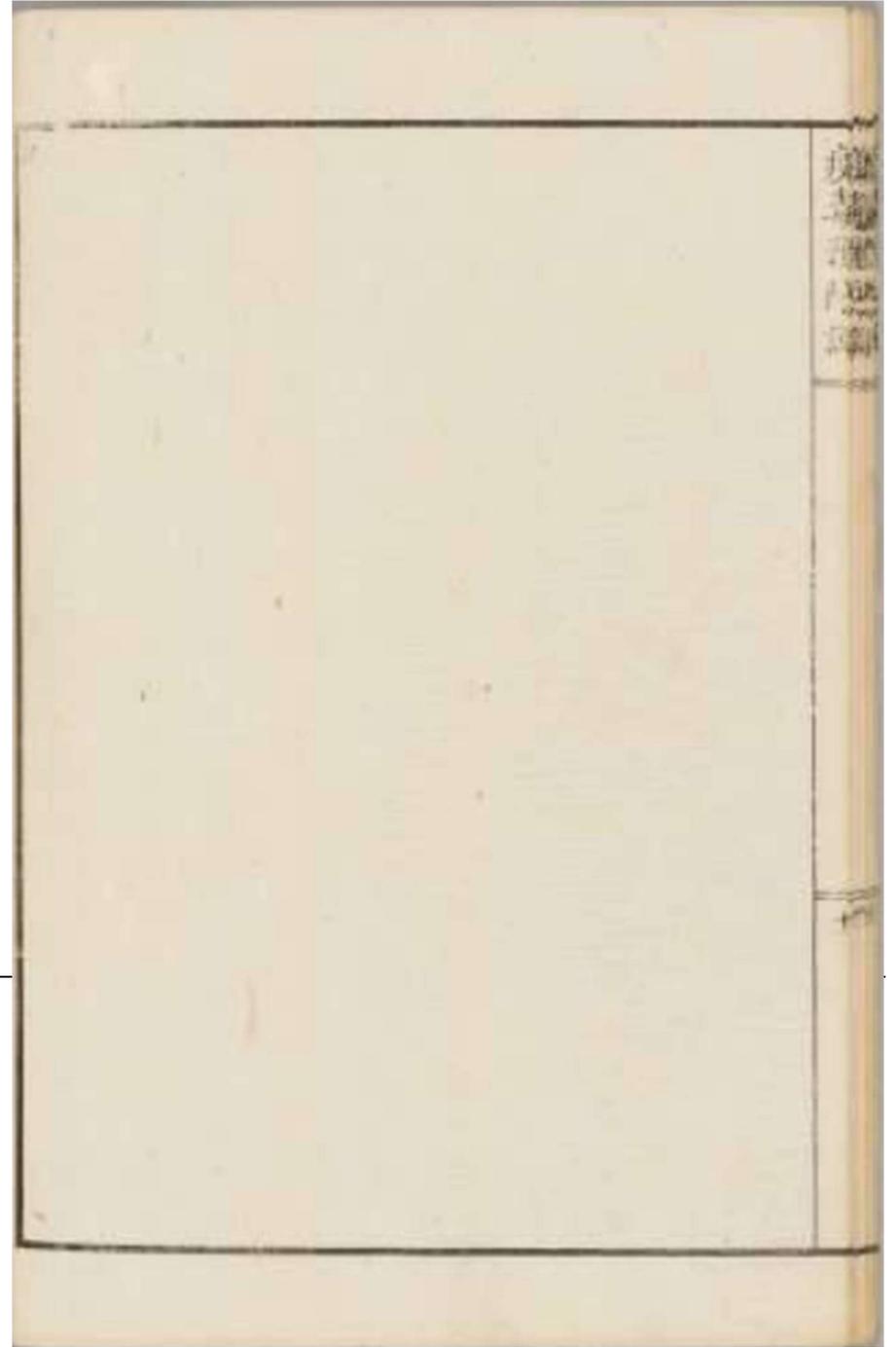
と合併することあるを知る者には、頗る明白なるべし。是故に、

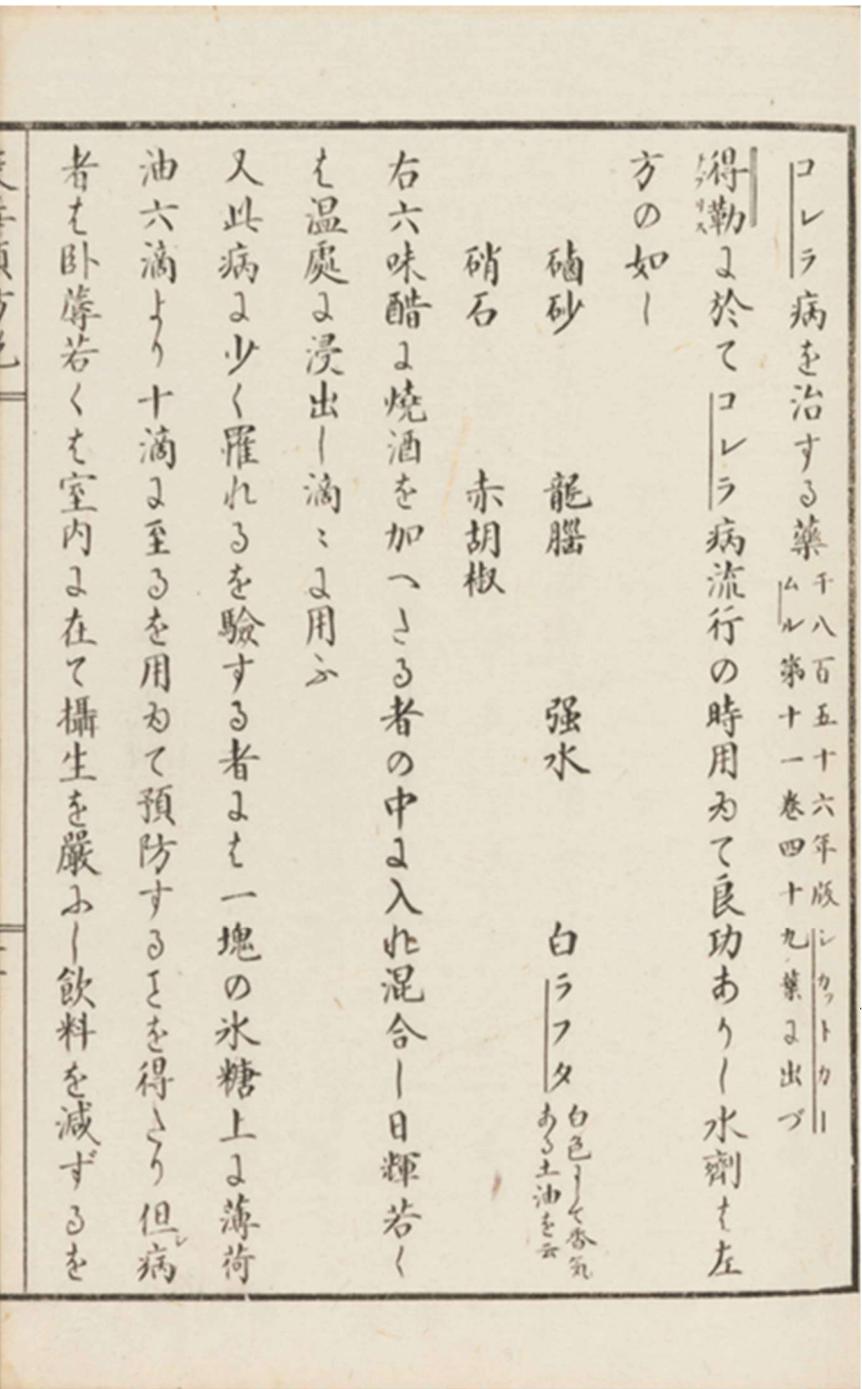
此病起るときは其症状に拘わらず、總て賣藥者流に任する

ことなく、最初より直ちに良醫の救治を乞ふことを命すべし。

杉田玄端謹訳

16 / 37
右





16/37 左

コレラ病を治する薬 千八百五十六年版シカットカー
ムル第十一卷四十九葉に出づ。

得勤トルに於てコレラ病流行の時用いて良功ありし水劑(Solutio)は、左
方の如し。

硝砂(Niter) 龍腦(Gamboge) 強水 白ラフタ
白色にして香気ある土油を云

硝石 赤胡椒

右六味、醋(Acid)に焼酒(Burnt Wine)を加えたる者(物)の中に入れ混合し、日輝若くは温処(Warm Place)に浸出し、滴々(Drops)に用ふ。

又、此病に少く罹れるを験する者には、一塊の冰糖上に薄荷(Mint)

油六滴より十滴に至るを用いて預防することを得たり。但し、病者は臥辱(臥床)若くは室内に在て摂生を厳ふし、飲料を減ずるを

水劑 薬を水にとかしたものの水薬。

硝砂 塩化アンモニウム。
龍腦 リユウノウジユの樹脂を加工し結晶化させたもので樟脳に似た芳香を持つ。抗菌作用、抗炎症作用などがあり、頭痛、歯痛などの薬。気付け薬として用いられることもある。
強水 カリウム、マグネシウム、クロール、リン酸等の発酵を助成する成分の多い水。
醋酢。
焼酒 朝鮮の蒸留酒。
薄荷 シソ科の多年草。ミント。
臥辱 寢床(ねどこ)。

要すべし

水もコレラの妙薬ある事同書第四卷
五葉に出づ

荷蘭領印度に於てもコレラは水を試用し大に利益を得たり其法も患者を水に浸せる絨被を以て厳しく巻纏するのみ此の如くするときは患者の頻に飲服する氷水にて蒸發氣を催すこと甚し濕絨を以て厳しく巻纏し且冷水を飲むこと二三回ふるときは患者復た危篤を免るべし

カンスタット著す所の治療書第一冊四百九十三葉コレラ病編の注に曰く

コレラ病流行の時も宜く人々阿片小量の甘汞は大黄を加

17/37右

要すべし。

水はコレラの妙薬なる事

同書第四卷
五葉に出づ。

荷蘭領印度に於ては、コレラに水を試用し大に利益を得た

り。其法は患者を水に浸せる絨被を以て厳しく巻纏するの

み。此の如くするときは、患者の頻に飲服する氷水にて蒸發

氣を催すこと甚し。濕絨を以て厳しく巻纏し、且冷水を飲むこと

二三回なるときは、患者復た危篤を免かるべし。

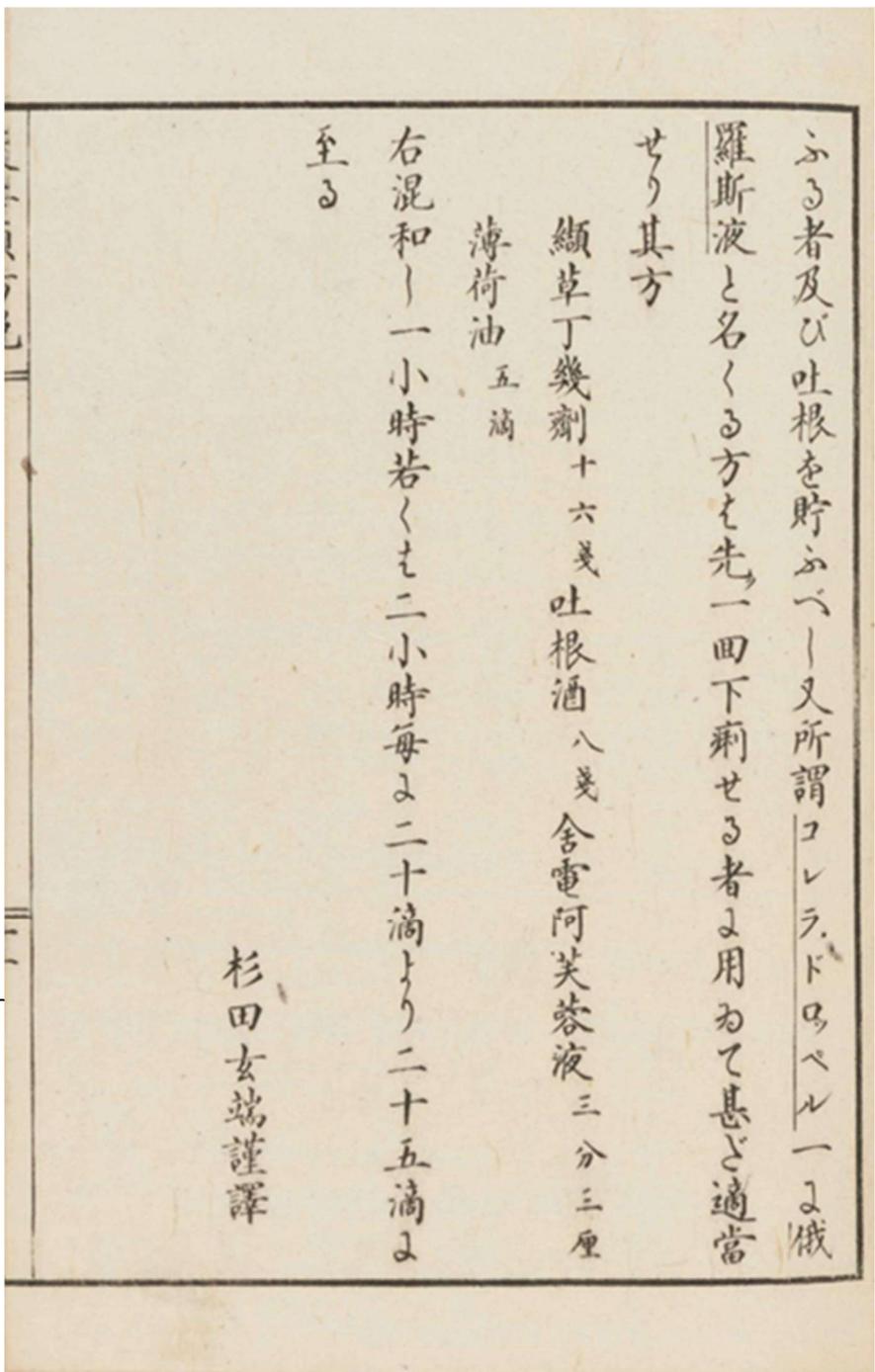
カンスタット著す所の治療書第一冊四百九十三葉コレラ病

編の注に曰く。

コレラ病流行の時は、宜く人々アヘン小量の甘汞に大黄を加

絨被 ネル、羅紗、ビロードな
ど毛羽のある厚手の織物。
巻纏 巻き付けて締める。

宜く 当然。ぜひとも。
甘汞 塩化第一水銀。カロメル
とも言う。



17/37 左

ふる者及び吐根を貯ふべし又所謂コレラ・ドロツペル一は俄
羅斯液と名くる方を先一四下痢せる者も用ゐて甚だ適當
せり其方

羅草丁幾劑 十六錢
吐根酒 八錢
舍電阿芙蓉液 三分三厘
薄荷油 五滴

右混和し一小時若くも二小時毎に二十滴より二十五滴
至る

杉田玄端謹譯

ふる者^(物)及び吐根^(吐根)を貯^(貯)ふべし。又、所謂コレラ・ドロツペル一^(ト)に俄

羅斯液^(シラ)と名くる方は、先つ一回下痢せる者に用いて甚だ適當

せり。其方

羅草丁幾劑^(けいそうぢんぎ) 十六錢
吐根酒^(とこんしゆ) 八錢
舍電阿芙蓉液^(しゃでんあらふろく) 三分三厘

薄荷油 五滴

右混和し、一小時若くは二小時毎に二十滴より二十五滴に
至る。

杉田玄端謹譯

吐根 アカネ科。飲んだものを吐かせるように嘔吐誘導するための吐根シロップの原料。

羅草 鹿の子草、かのこそう(スイカズラ科の多年草)。

丁幾 生薬をエチルアルコール、またはエチルアルコールと精製水とで浸出した液剤。

舍電阿芙蓉液 シテナム阿片酒 (Wine of opium) シテナムイギリス医師のシテナム(Thomas Sydenham: 1624~1689)が作製した。

阿片 十六容・サフラン 六容・了字末 一容・桂枝末 一容・セリ酒 百五十容からなる。(容は、体積比を表す単位。)

小時間 六十分。

18 / 37
右



附
コレラ經驗説并治法
コレラも地氣中又混ざる一種の瘴毒として未其質の何物よるを知る事ありと雖も其人を犯すと先づ呼吸又隨て入り血中又混じ就裡後腦と脊髓の上部を毒するあらんり洋人コレラの病屍を解剖するに惟後腦脊髓漲溢の血痕あるを視ると云へり夫内臓滋養の器殊に腸胃の機能を主宰するも迷走神経と脊髓より發する感傳神経に在り故にコレラも胃腸の機能異常に亢盛し吐瀉して淡水を漏すと甚しきを以て血中の水分夥しく耗失し表部

18/37 左

附

コレラ經驗説并治法

コレラは地氣中に混する一種の瘴毒にして、未だ其質の何

物たるを知ることなしと雖も、其人を犯すこと、先づ呼吸に隨

て入り、血中に混じ、就裡後腦と脊髓の上部を毒するなら

んか。洋人コレラの病屍を解剖するに、惟後腦脊髓漲溢の

血痕あるを視ると云へり。夫れ内臓滋養の器、殊に腸胃の機

能を主宰するは、迷走神経と脊髓より發する感傳神経に

在り。故にコレラは胃腸の機能異常に亢盛し、吐瀉して淡

水を漏すこと甚しきを以て血中の水分夥しく耗失し、表部

瘴毒 病などの害をもたらす
とされる毒氣。

就裡 内情や内幕、中の道理な
どを意味する言葉。
後腦 脊椎動物の脳で、中脳と
延髄とは含まれた部分。小
脳と脳橋をいう。
漲溢 みなぎり、あふれること。

亢盛 気持ちや病勢などが高
ぶり、盛りあがること。

疫毒預防説

の細管其力を失ひ血液専ら内部に灌漑するが故に四肢
 身體厥冷して表皮弾力を失ひ腕脚皺裂を生じ指も撮
 て之を放てども尚其故に復するに無に至る其甚しき者
 も手足の静脈梢に血鬱滞し蒼色を現する者あり所謂シ
 アノチセ・コレラ是あり其流行する時は當て人皆此患
 して輒真証を發する者あり其感
 トて病さる者是を假証と云

〔療法〕從來諸家の論説する所紛々一定するにあらずと雖も
 多くは衝動鎮痙麻酔等の方を施す外に出でず余崎陽に
 在て朋百に從學する時之に處するに左の方を以てす

方

19/37 右

の細管其力を失ひ、血液専ら内部に灌漑するが故に、四肢

身體 厥冷(けつれい) して表皮弾力を失ひ、腕脚 皺裂(しわ) を生じ、指にて撮

て之れを放てども尚其故に復すること無に至る。其甚しき者

は、手足の静脈梢に血鬱滞し、蒼色を現する者あり。所謂シ(いわゆる)

アノチセ・コレラ是なり。其流行する時に當ては人皆此患に
犯されざる者なし。唯、發因を得

て輒ち真証を發するなり。其感
じて病さる者、是を假証と云。

【療法】從來諸家の論説する所、紛々(かんかん)一定することなしと雖も、

多くは衝動鎮痙麻酔等の方を施す外に出でず。余、崎陽(さきやう)に

在て朋百(トンプ)に從學する時、之れに処するに左の方を以てす。

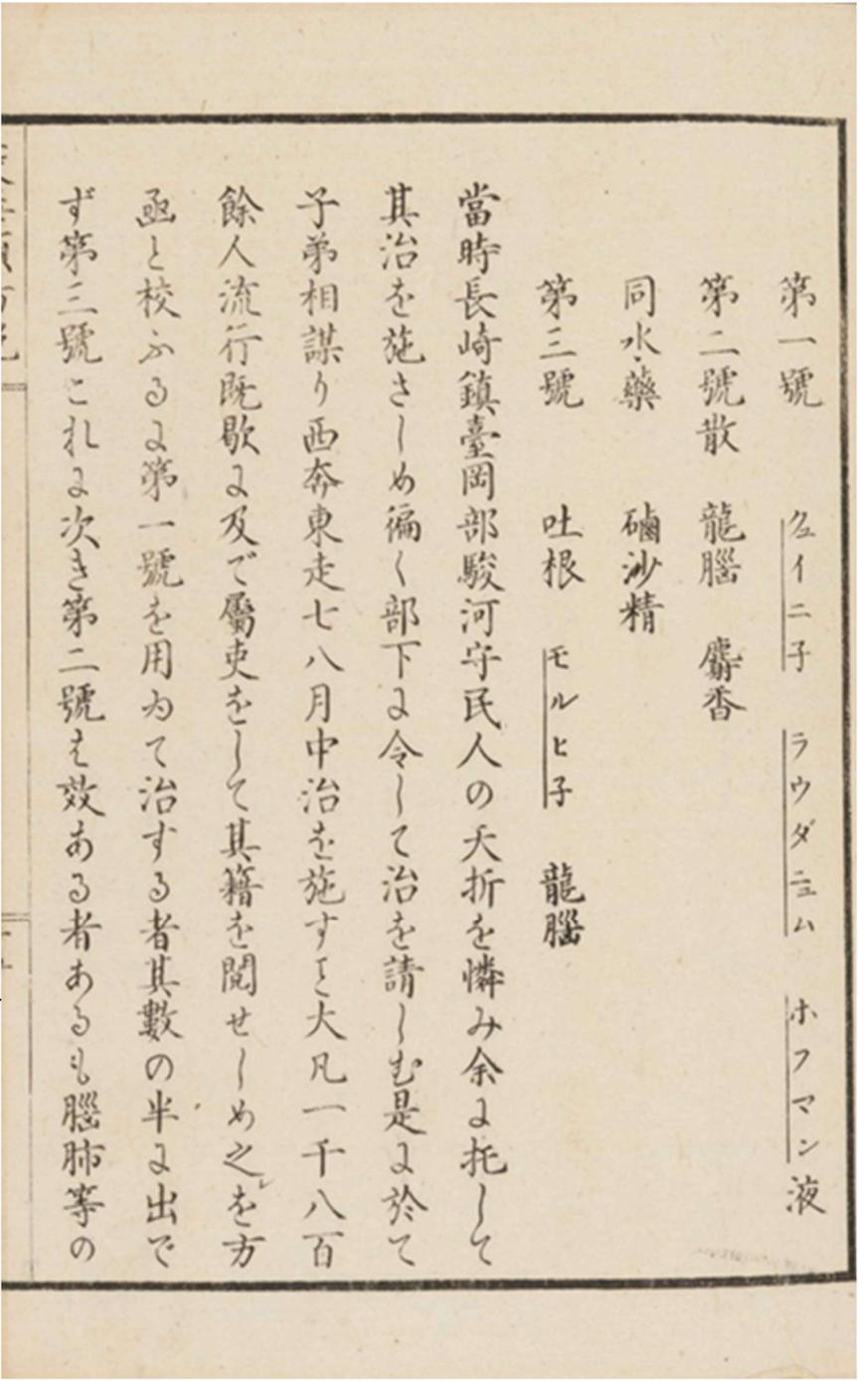
方

厥冷 冷たくなること。
皺裂 ひだ。しわ。

輒ち(すなわち)
紛々 いろいろな学説や意見
が入り混じって乱れている
様子

崎陽 長崎の異称。江戸時代、
漢学者が中国の都市風に呼
んだもの
朋百 ポンペ・ファン・メール
デルフォールト(1829~
1908)オランダ海軍の軍
医。1857(安政三)来日。
医学伝習所で教授としてオ
ランダ医学を基礎から教え
た。(安政五)コレラ流行に際
し日本初の西洋式近代病院、
長崎養生所の設置を進言。

19/37 左



- 第一号 クイニネ ラウダニユム ホフマン液
- 第二号散 龍腦(ryūno) 麝香(shōka)
- 同水薬 礪沙精(りしやせい)
- 第三号 吐根 モルヒネ 龍腦

当時、長崎鎮台岡部駿河守、民人の夭折を憐み、余に託して其治を施さしめ、徧く部下に令して治を請しむ。是に於て、

子弟相謀り西奔東走、七、八月中治を施すこと大凡一千八百

余人、流行既歇(きやく)に及で、属吏をして其籍を閲せしめ、之れを方

函と校ふるに、第一号を用いて治する者、其数の半に出で

ず。第三号これに次ぎ、第二号は効ある者あるも脳・肺等の

クイニネ キニーネ。(硫酸キニーネ)キナの樹皮に含まれる抗マラリア薬。解熱剤。江戸時代ポンペは長崎においてコレラの治療に用いた。ラウダニユム アヘンチンキ。アヘン末をエタノールに浸出させたもの。主な用法は鎮痛・咳止め。ホフマン液 (ホフマン鎮痛液) 化学薬品、アルコールとエーテルの混液。鎮痛薬。散 粉くすり。麝香 雄のジャコウジカの腹部にある香囊から得られる分泌物を乾燥した香料・生薬の一種。モルヒネ ケシを原料とする。脳内や脊髄に作用し痛みを脳に伝える神経の活動を抑制し、鎮痛作用を持つ。鎮台 一地方を守るために駐在する軍隊。また、その長。岡部駿河守 岡部長常。長崎奉行・外国奉行。方函 浅田宗伯の薬方の粹を集めた著書。

證を遺し終に不治に陥る者多し龍巖は脳を害し砂精も肺を傷ふ 初に
 名イニ子を投じ次てラウダを與ふる者就中効あり若初
 子を用ふれども更に効あるを見ず吐下止て命脈絶す朋
 百曰余がラウダを用ゆるも吐瀉して多く其養液を失ふ
 を懼れ已むことを得ずおれを行ふ敢て主薬となすに非ず
 と云つり次年十一月和蘭にても此病亦大に流行せるを
 以て彼諸大家皆朋百の法に依て名イニ子を用ふ大ひに
 其功を得たり然れども阿芙蓉を棄て用ふることなく却て
 書を以て朋百を誥れり余是を以て其麻酔薬の用ふべし

20/37 右

証を遺し、終に不治に陥る者多し。

龍巖は脳を害し砂精は肺を傷ふ。

初に

クユイニネを投し、次てラウダを与ふる者就中効あり。若初

にラウダ・モルヒネ等を(モル)將て少く効を得る者、次でクユイニ

ネを用ふれども更に効あるを見ず。吐下止て(めいみやく)命脈絶す。朋

百曰、余がラウダを用ゆるは、吐瀉して多く其養液を失ふ

を懼れ、已むことを得ずこれを行ふ、敢て主薬となすに非ず

と云へり。次年十一月和蘭にても、此病亦大に流行せるを

以て、彼諸大家皆朋百の法に依てクユイニネを用い、大ひに

其功を得たり。然れども阿芙蓉は棄て用ふることなく、却て

書を以て朋百を誥れり。余、是を以て其麻酔薬の用ふべか

命脈 命 生命

阿芙蓉 ケシの異名。ケシ科の
越年草。アヘン。

20/37 左

らざるを断決せり ○外治を浴法按摩芥子泥・テレピン油
 カヤフーテ油の如き皆各多少の效あり就裡全身熱浴の
 如きも體中徧所至らざる所なく熱を以て表神を鼓舞し
 温蒸を以て克く行血を促し其他垢膩を去り氣孔を開く
 等其功諸薬の決して及さる所より其效驗能く内服の
 名ニ子より優り故に今歳文久二年壬戌の流行より余惟イ
 ニ子と全身浴を以てこれを治せり其法
 先浴湯を造り患証の程限を擇むず徧身を浴湯中に没
 し粗布を以腕手背胸を摩するも十二秒時更に硫酸イ
 ニ子 四十イ水 一イ 稀硫酸を以て溶化し浴中に在て

らざるを断決せり ○外治は、浴法・按摩・芥子泥・テレピン油・

カヤフーテ油の如き、皆各々多少の効あり。就裡全身熱浴の

如きは、体中徧所至らざる所なく熱を以て表神を鼓舞し、

温蒸を以て克く行血を促し、其他垢膩(カウチ)を去り氣孔を開く

等、其功諸薬の決して及さる所にして、其効驗能く内服の

クユイニネに優れり。故に今歳文久二年壬戌の流行には余、惟クユイ

ニネと全身浴を以て、これを治せり。其法

先づ、浴湯を造り、患証の程限を扱はず、徧身(ヘンシン)を浴湯中に没

し、粗布を以腕・手・背・胸を摩すること十二秒時、更に硫酸クユ

イニネ四十イ 水 一イ 稀硫酸を以て溶化し、浴中に在て

芥子泥 体からしを塗り皮膚に刺激をあたえる。
 テレピン油 塗料用溶材や医薬薬合成樟脳等の原料。
 カヤフーテ油(カユプテ) 効用呼吸器系の感染予防効果。発汗作用があるので風邪、発熱に有効。鎮痛作用があり、頭痛、神経痛、歯痛を和らげる。
 垢膩 あかやあぶら等の汚れ。効驗 効能・ききめ。

患証 罹患証明。
 徧身 全身のこと
 匁 G (グリーン)
 匁 3 (オンス)
 グリーン、オンスはヤード、ポンド法における質量の単位。
 1 オンスは480グリーン。
 1 グリーンは0.06479891グラム。

頓服せしめ、次で浴を出し、拭乾し、蓐中に温保し、頻に冷水少許を以て唇・舌を湿さしめ、温沙囊を以て脚部を温め、次で我一時半を経て、クイニネ六匁を丸となし頓服せしむ。

○クイニネは其功殊に脊髓後脳に達し、其緩急せる機能を鞭撻するが故に、初量二十匁にて眩暈、耳鳴を発する者多し。是即ち其功を奏する一佳徴なり。然れども其苦味甚しきが故に、患者これを服して吐出すること多し。故に浴湯中に在て之れを服さしむれば、多くは克く堪へ服す。此蓋し浴湯にて胃腑の痙攣を鎮静するが故に因るなるべし。若し尚吐

21/37 右

頓服せしめ、次で浴を出し(こみ) 拭乾し、蓐中(こ) に温保し、頻に

冷水少許を以て唇・舌を湿さしめ、温沙囊(うさ) を以て脚部を

温め、次で我一時半を経て、クイニネ六匁を丸となし

頓服せしむ。

○クイニネは其功殊に脊髓後脳に達し、其緩急せる機能

を鞭撻するが故に、初量二十匁にて眩暈、耳鳴を発する者

多し。是即ち其功を奏する一佳徴なり。然れども其苦味甚し

きが故に、患者これを服して吐出すること多し。故に浴湯中

に在て之れを服さしむれば、多くは克く堪へ服す。此蓋し浴湯

にて胃腑の痙攣を鎮静するが故に因るなるべし。若し尚吐

○クイニネは其功殊に脊髓後脳に達し、其緩急せる機能を鞭撻するが故に初量二十匁にて眩暈耳鳴を發する者多し是即其功を奏する一佳徴あり然れども其苦味甚しきが故に患者これを服して吐出する事多し故に浴湯中に在て之を服さしむれば多くは克く堪へ服す此蓋し浴湯にて胃腑の痙攣を鎮静するが故に因るなるべし若し尚吐

頓服 一日に何回ときめず症状が出た時に服用すること。

蓐中 しのね。
沙囊 砂を入れた袋。

蓋し おそらく。のようだ。思
うに。(漢文)確かな事柄があ
つてもあえて言い通尽くさ
ず、控えめに言ふこと。婉曲
あるいは謙遜の表現。

して止まざる者も只管強ておれを與へ終は服し得るよ
 至らしむべし ○コレラも萬病中血中の水を耗失すること
 最多き故は冷水を以て口舌を濕すを殊は良とす ○或
 云々イニ子も獨卑溼沼泥の地は在ても即佳あり乾燥の
 地の如きも必しも之を要せずと云へり然れどもコレラ
 土風は因て其病性を同せず其患症を異はせども則可あり
 然されど豈地の卑高を以て其性功を異はする理あらん
 也

醫官松本良順奉 幕命、從蘭醫朋百、學醫科諸門、頗通
 松本良順手記

21/37 左

して止まざる者は、只管強てこれを与へ、終に服し得るに

至らしむべし ○コレラは万病中、血中の水を耗失すること

最多きが故に、冷水を以て口舌を濕すを殊に良とす ○或

云、クユイニネは独り卑溼沼泥の地に在ては即ち佳なり。乾燥の

地の如きは、必しも之れを要せずと云へり。然れどもコレラ

土風に因て其病性を同せず、其患症を異にせば、則可なり。

然らざれば、豈地の卑高を以て其性功を異にする理あらん

や。

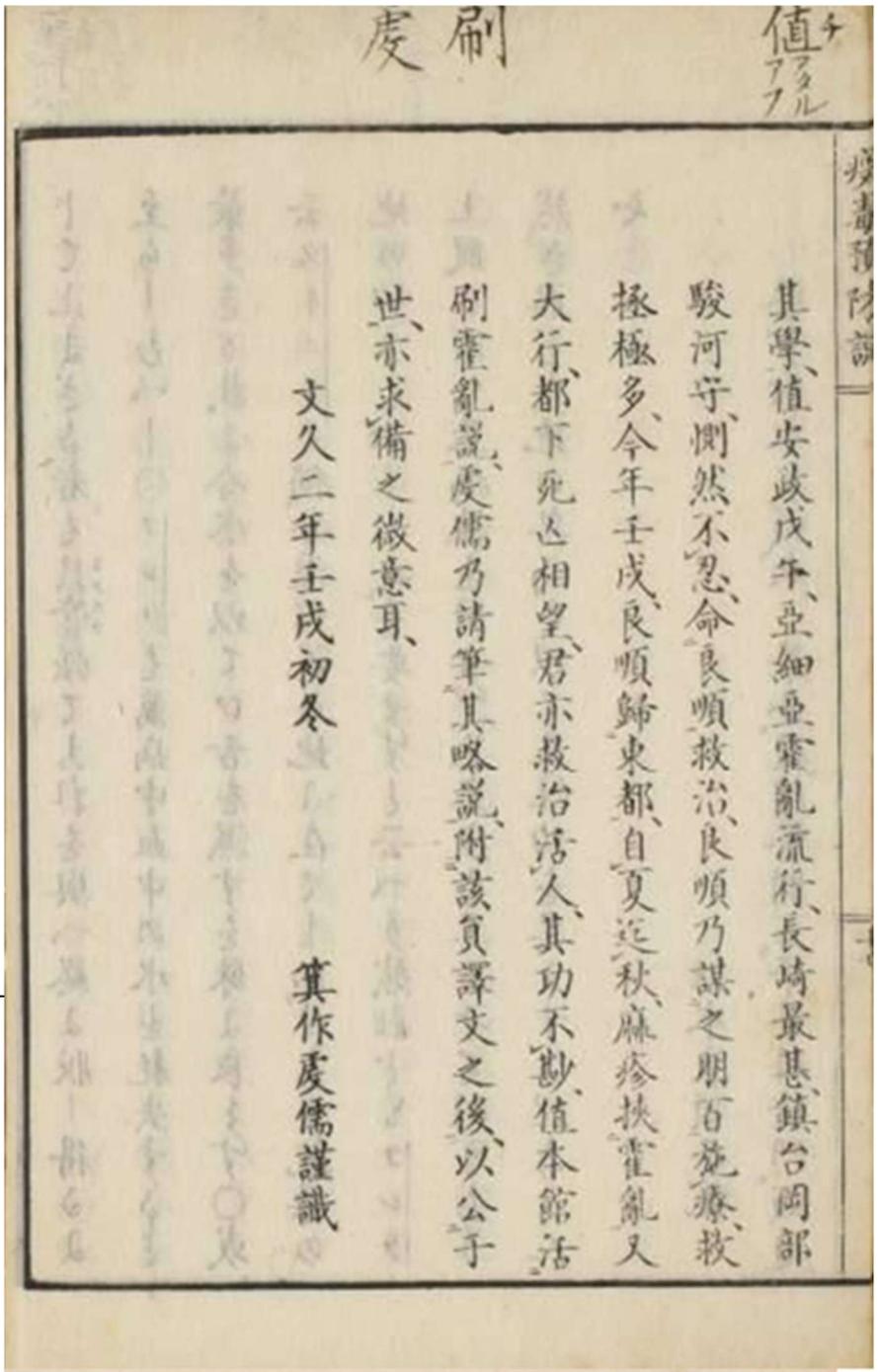
松本良順手記

醫官松本良順奉 幕命、從蘭醫朋百、學醫科諸門、頗通

卑溼 土地が低く、じめじめし
 てる。

卑高 低いところと高いところ。

松本良順 (1832~1907)
 父は佐藤泰然。江戸時代末期から明治期の日本の医師(御典医、軍医)。1857年5月長崎伝習之御用を命じられ、長崎海軍伝習所に赴く。オランダ軍軍医のポンペに医学等の蘭学を学ぶ。



22/37 右

其學、值安政戊午、亜細亞霍乱流行、長崎最甚、鎮台岡部

駿河守、惻然不忍、命良順^(ウツノリ)救治、良順乃謀^(ウツノリ)之朋百施療、救^(サツ)

拯^(ウツ)極多、今年壬戌、良順歸東都、自夏迄秋、麻疹挟霍乱又

大行、都下死亡相望、君亦救治活人、其功不^(ウツ)尠、值本館活

刷霍乱説、虔^(ウツ)儒乃請筆其略説、附該員訳文之後、以公^(ウツ)于

世、亦求^(ウツ)備之微意耳。

文久二年壬戌初冬

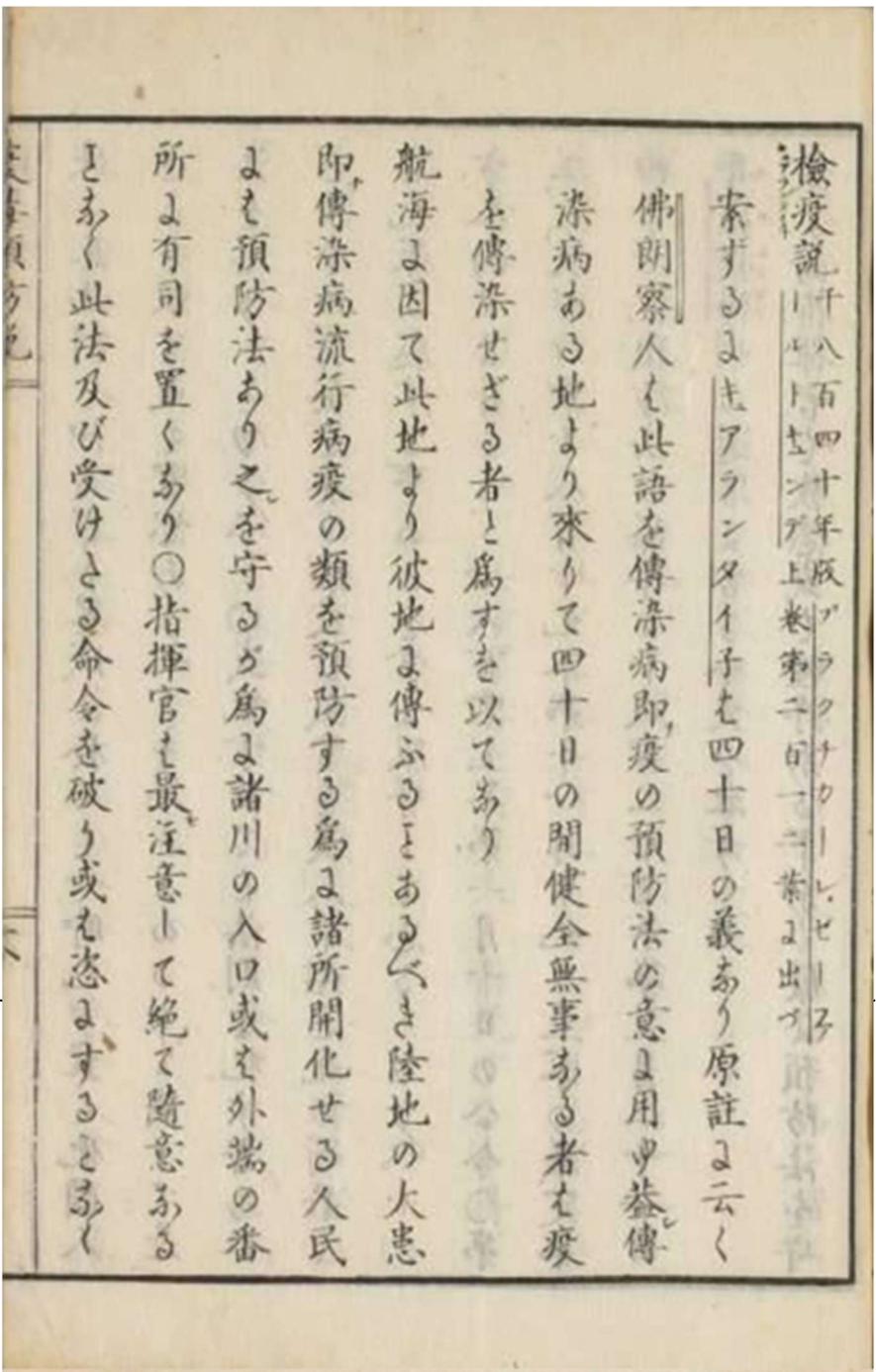
箕作虔儒謹識

鎮台 ここでは長崎奉行。

惻然 悲しみ、心を痛めるさま。
救拯 救助する。

于 置き字(時間・場所など)。

微意 奥深い心、ちよつとした
心遣い。自分の気持ちを謙遜
していつ言葉。



22/37 左

キョアラランタイネ
検 疫 説 千八百四十年版ブラクチカーレ・ゼーフア
ールトキユンデ上巻第二百一葉に出づ。

案ずるにキョアラランタイネは四十日の義なり。原註に云く

トクシキ 仏朗察人は此語を伝染病即ち疫の預防法の意に用ゆ。蓋し伝

染病ある地より来りて四十日の間健全無事なる者は、疫

を伝染せざる者と為すを以てなり。

航海に因て此地より彼地に伝ふることあるべき陸地の大患、

即ち伝染病・流行病疫の類を預防する為に、諸所開化せる人民

には預防法あり。之れを守るが為に、諸川の入口或は外端の番

所に有司を置くなり ○指揮官は最も注意して絶て随意なる

ことなく、此法及び受けたる命令を破り、或は (何) 恣 (ハ) にすることなく、

有司 役人。

殊に其法制を知らざる異域に於ても一時已が輩も他國人
 とるを以て或も宥恕あるべきを思ふとあるとも決して是
 法を忘るゝと勿るべし。○或地方にても法則を犯す者あれ
 ば多分の罰金を要し船及び載貨を没入し殆ど死の罰若く
 も死罪に處する事あるを常と服膺して忘るゝ勿るべし。○
 方今尚世に行はるゝ千八百零五年十一月十日の公令○第
 二、三及び四章千八百十九年十一月十九日王家の議定第
 四十七號預防法の條并に千八百二十七年第五月二十一日
 哥羅凝掩州の選官に告る令文を参考すべし
 故に諸指揮官も放恣或も輕浮ある事あり嚴に預防法を守

23/37 右

殊に其法制を知らざる異域に於ては、一時已が輩は他國人

たるを以て、或は宥恕あるべきを思ふことあるとも、決して是

法を忘るゝこと勿るべし。○或地方にては、法則を犯す者あれ

は、多分の罰金を要し、船及び載貨を没入し、殆ど死の罰若く

は死罪に処する事あるを、常に服膺して忘るゝ勿るべし。○

方今尚世に行はるゝ千八百零五年十一月十日の公令。○第

二、三、及び四章千八百十九年十一月十九日王家の議定第

四十七号預防法の條、并に千八百二十七年第五月二十一日

哥羅凝掩州の選官に告る令文を参考すべし。

故に諸指揮官は放恣、或は輕浮なる事なく、嚴に預防法を守

宥恕 心ひろくゆるす。大目に
見て罪をゆるす。

服膺 心に留めておく。

哥羅凝掩州 フローニンゲン
州(オランダ)。

23/37 左

るべし。入港すべき地にて妨障せらるる事無らん為に、諸出帆する地より健康の送状を携へ出るを宜しとす。

るべし。入港すべき地にて妨障せらるる事無らん為に、諸出帆する地より健康の送状を携へ出るを宜しとす。

然れども入港したる地にて健康の送状を出すことを一、二日遅滞し、出帆せんとすれども之を請取らざる時は、忍でこれを待べし。何となれば、此時宥恕を受け又は弁説するを得ざればなり。

他国に入りては、入港の免許を得、且つ健康送状の法に背かざる事を領承せられざれば、彼此の事件ありとも、決して直ちに上陸する事なかるべし。

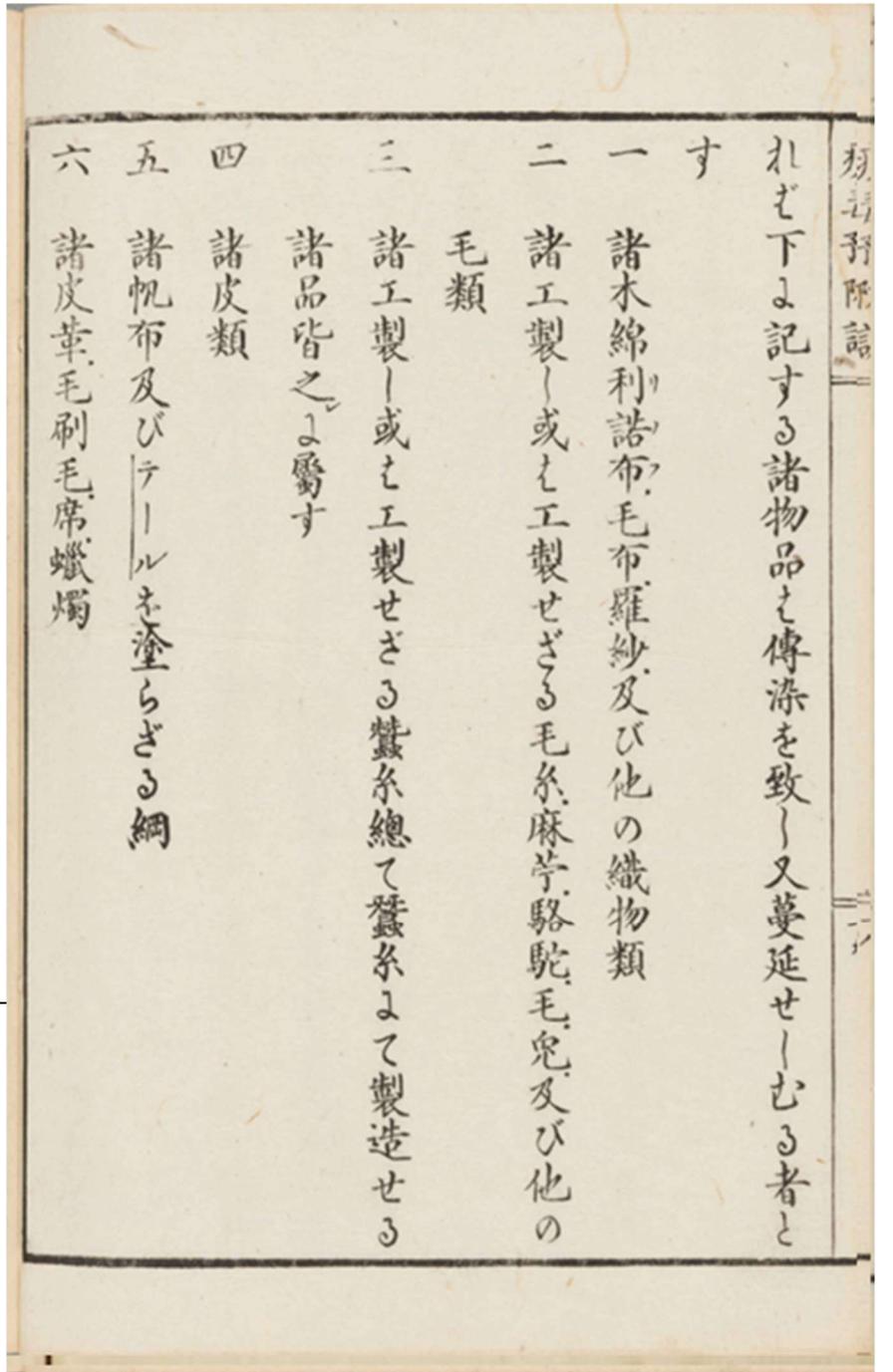
上に言ふ千八百零五年第一月十日の公令 ○第十八章に拠

るべし。入港すべき地にて妨障せらるる事無らん為に、諸出帆する地より健康の送状を携へ出るを宜しとす。

然れども入港したる地にて健康の送状を出すことを一、二日遅滞し、出帆せんとすれども之を請取らざる時は、忍でこれを待べし。何となれば、此時宥恕を受け又は弁説するを得ざればなり。

他国に入りては、入港の免許を得、且つ健康送状の法に背かざる事を領承せられざれば、彼此の事件ありとも、決して直ちに上陸する事なかるべし。

上に言ふ千八百零五年第一月十日の公令 ○第十八章に拠



24 / 37 右

れば、下に記する諸物品は、伝染を致し又蔓延せしむる者^(物)とす。

一 諸木綿利諾布^{リンノフ}・毛布・羅紗・及び他の織物類

二 諸工製し或は工製せざる毛糸^(毛糸)・麻苧^(アサヒ)・駱駝^(ラクダ)・毛・兎^(ウサギ)・及び他の

毛類

三 諸工製し或は工製せざる蚕糸・総て蚕糸にて製造せる

諸品、皆之れに属す

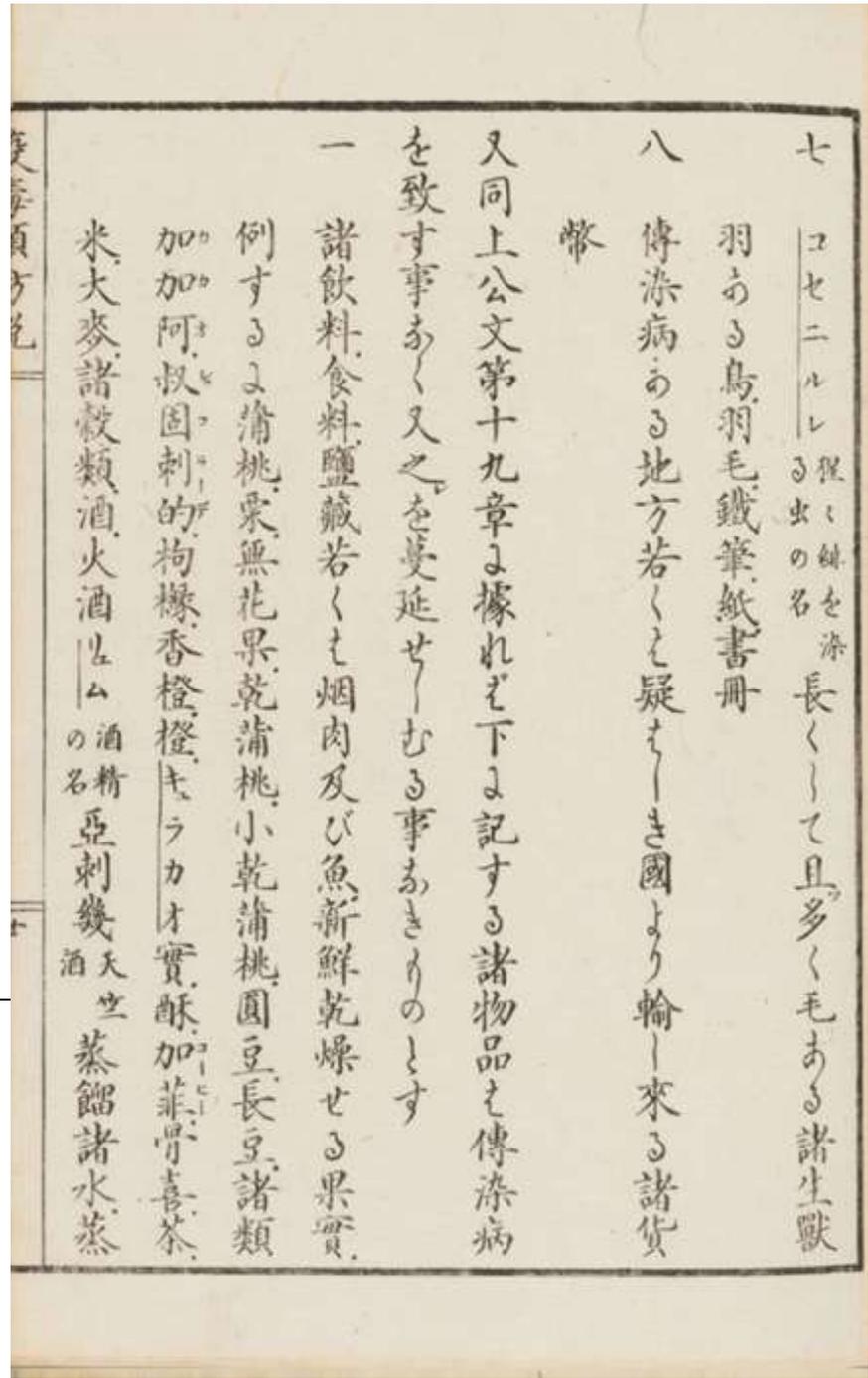
四 諸皮類

五 諸帆布及びビテールを塗らざる綱

六 諸皮革・毛刷毛^(ハシ)・席^(シヤ)・蠟燭

利諾布 リネン

麻苧 麻や苧(からむし)の織
維で織った糸



24/37 左

七 コセニルレ 猩々緋を染る虫の名 長くして且つ多く毛ある諸生獸

八 傳染病ある地方若くは疑はしき國より輸し來る諸貨
幣

又同上公文第十九章に據れど下に記する諸物品も傳染病を致す事あく又之を蔓延せしむる事なきものとす

一 諸飲料・食料・鹽藏若くは烟肉及び魚・新鮮乾燥せる果實
例するに蒲桃・栗・無花果・乾蒲桃・小乾蒲桃・圓豆・長豆・諸類
加加阿・叔固刺的・枸櫞・香橙・橙・キユラカオ・實・酥・加菲・骨喜・茶
米・大麥・諸穀類・酒・火酒・リユム 酒精・亞刺幾 天竺・蒸留諸水・蒸

七 コセニルレ 猩々緋を染る虫の名 長くして且つ多く毛ある諸生獸

羽ある鳥・羽毛・鐵筆・紙・書冊

八 傳染病ある地方若くは疑はしき國より輸し來る諸貨

幣

又同上公文第十九章に抛れば、下に記する諸物品は、傳染病を致す事なく、又之れを蔓延せしむる事なきものとす。

一 諸飲料・食料・鹽藏若くは烟肉及び魚・新鮮乾燥せる果実・

例するに蒲桃・栗・無花果・乾蒲桃・小乾蒲桃・圓豆・長豆・諸類

加加阿・叔固刺的・枸櫞・香橙・橙・キユラカオ・實・酥・加菲・骨喜・茶・

米・大麥・諸穀類・酒・火酒・リユム 酒精・亞刺幾 天竺・蒸留諸水・蒸

コセニルレ コチニール。烟肉 燻製の肉。獸肉を塩漬けにしてから木材の燻煙でいぶした食品。スモークハム・ベーコン等。

蒲桃 東南アジア原産の果樹。フトモモの名は中国名の蒲桃(ほとつ、プータオ)が由来。

叔固刺的 チョコレート。枸櫞 シトロンの和名。丸仏手柑の漢名。また、酸味のあるレモン類のこと。クエン酸の由来。

香橙 九年母(ウンシユウミカンに近い柑橘)の異名。キユラカオ実 キユラカオ(キユラソー)は、ラム酒をベースにオレンジの果皮を用いた酒の産地。↓オレンジの実。

骨喜 コーヒー。シーボルト著「藥品心手録」では「骨喜(コツヒー)」という名で健康にいい飲物として掲載されている。

火酒 アルコール分が多く、火をつける可燃るほど強い酒。ウオッカ・ウイスキー・ジンなど蒸留酒の類。

リユム ラム酒。酒精 糖質・テンパンを原料として造られる蒸留酒。

亞刺幾 阿刺吉。ナツメヤシの樹液などを発酵・蒸留させて作った酒。インド地方等で常用する。

天竺 漢字文化圏でのインドの旧名。

二 諸乾藥香 竄 品所謂コロイトニールスワーレン・芳香例
 するに扁桃・桂・格墨・府利・泪芙蘭・胡椒・李の類
 三 諸木皮・木根・医用に供する物品
 四 硝子瓶・土製瓶・或は桶に貯へたる諸油・諸液
 五 諸染料 膠類
 六 諸塩類
 七 諸灰・剥篤亞斯
 八 諸木材即ちフラシリ木・染 柘植木・坎百設木等
 九 鯨鬚・鯨髭・象牙

25/37 右

留諸液・蜜・麤糖・精糖

二 諸乾藥香 竄 品所謂コロイトニールスワーレン・芳香例

するに扁桃・桂・格墨・府利・泪芙蘭・胡椒・李の類

三 諸木皮・木根・医用に供する物品

四 硝子瓶・土製瓶・或は桶に貯へたる諸油・諸液

五 諸染料 膠類

六 諸塩類

七 諸灰・剥篤亞斯

八 諸木材即ちフラシリ木・染 柘植木・坎百設木等

九 鯨鬚・鯨髭・象牙

麤糖 粗糖。砂糖を作る加工の過程で出来上がる砂糖のベースとなるもの。

竄 香りなどがしみこむ。扁桃 アーモンド。

桂 ニツケイの慣用漢名。格墨 コメイン(クミン)。

府利 フェンネル(ウイキョウ)。

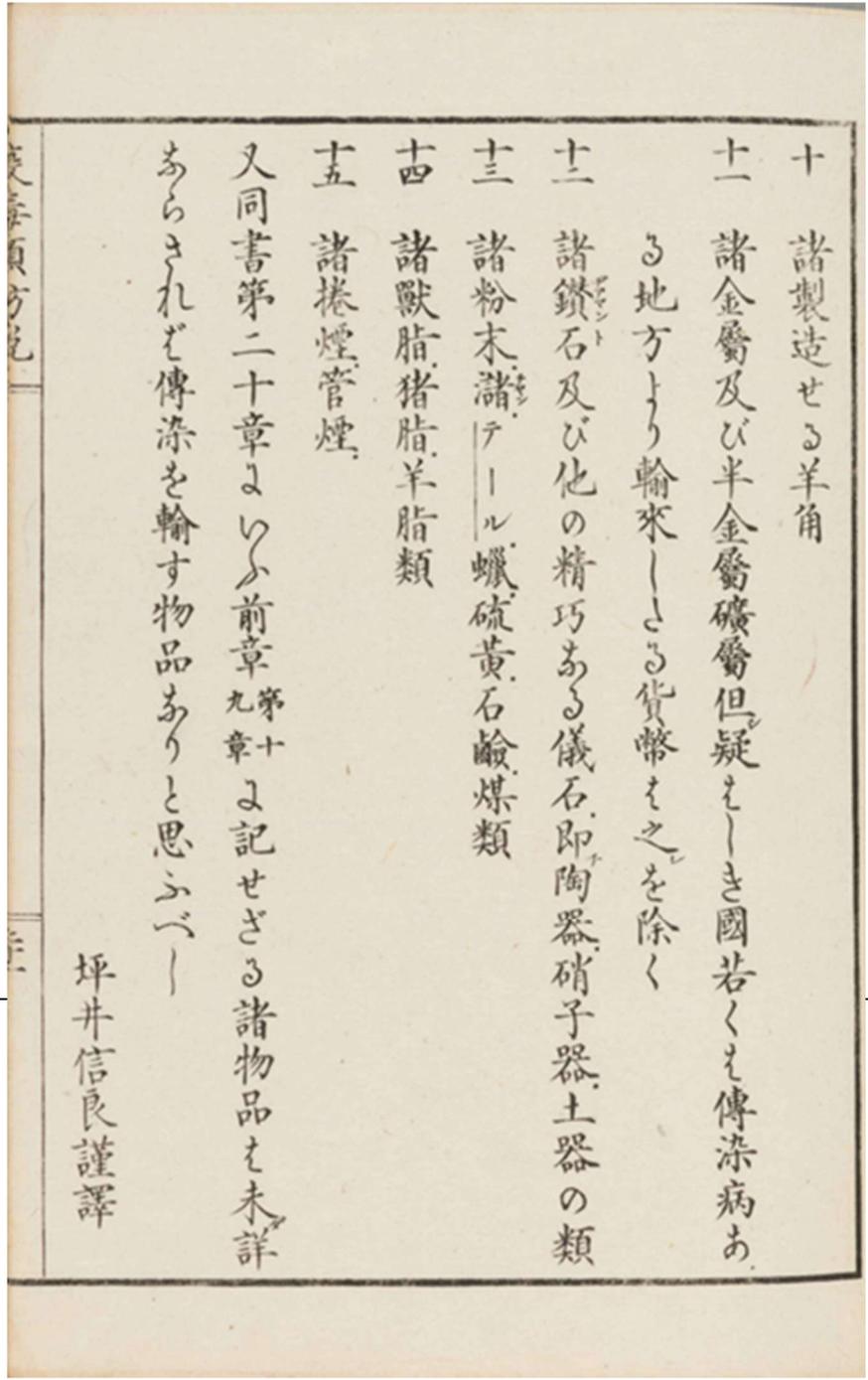
李 スモモ。

剥篤亞斯 (オランダ語) 炭酸カリウム。草木灰から得られる炭酸カリウムは「壺の灰 potash」として油汚れを落とすアルカリ液に用いられた。

フラシリ木 ブラジル木(蘇芳)。心材にブラジリンと呼ばれる赤色成分が含まれ、染料が採れる。江戸時代、安価で身近な染料として流行った。

坎百設木 カンペチエ。和名アカミノキ。赤褐色から血のような紅色の材が家具に使われる。心材からは赤の染料が採れる。
 鯨鬚・鯨髭 クジラの顎ひげ・鼻ひげ。細工物の材料となる。

25/37 左



十 諸製造せる羊角

十一 諸金屬及び半金屬礦屬但疑もしき國若くは傳染病ある地方より輸入したる貨幣を之を除く

十二 諸鑽石及び他の精巧ある儀石即陶器硝子器土器の類

十三 諸粉末瀧テール蠟硫黄石鹼煤類

十四 諸獸脂猪脂羊脂類

十五 諸捲煙管煙

又同書第二十章より前章第九章又記せざる諸物品を未詳あらされど傳染を輸す物品ありと思ふべし

坪井信良謹譯

十 諸製造せる羊角

十一 諸金屬及び半金屬鉱屬 但し疑はしき國若くは傳染病ある地方より輸入したる貨幣は之を除く

十二 諸鑽石チアマント及び他の精巧なる儀石(擬) 即ち陶器・硝子器・土器の類

十三 諸粉末・瀧チマン・テール・蠟・硫黄・石鹼・煤類

十四 諸獸脂・猪脂・羊脂類

十五 諸捲煙・管煙

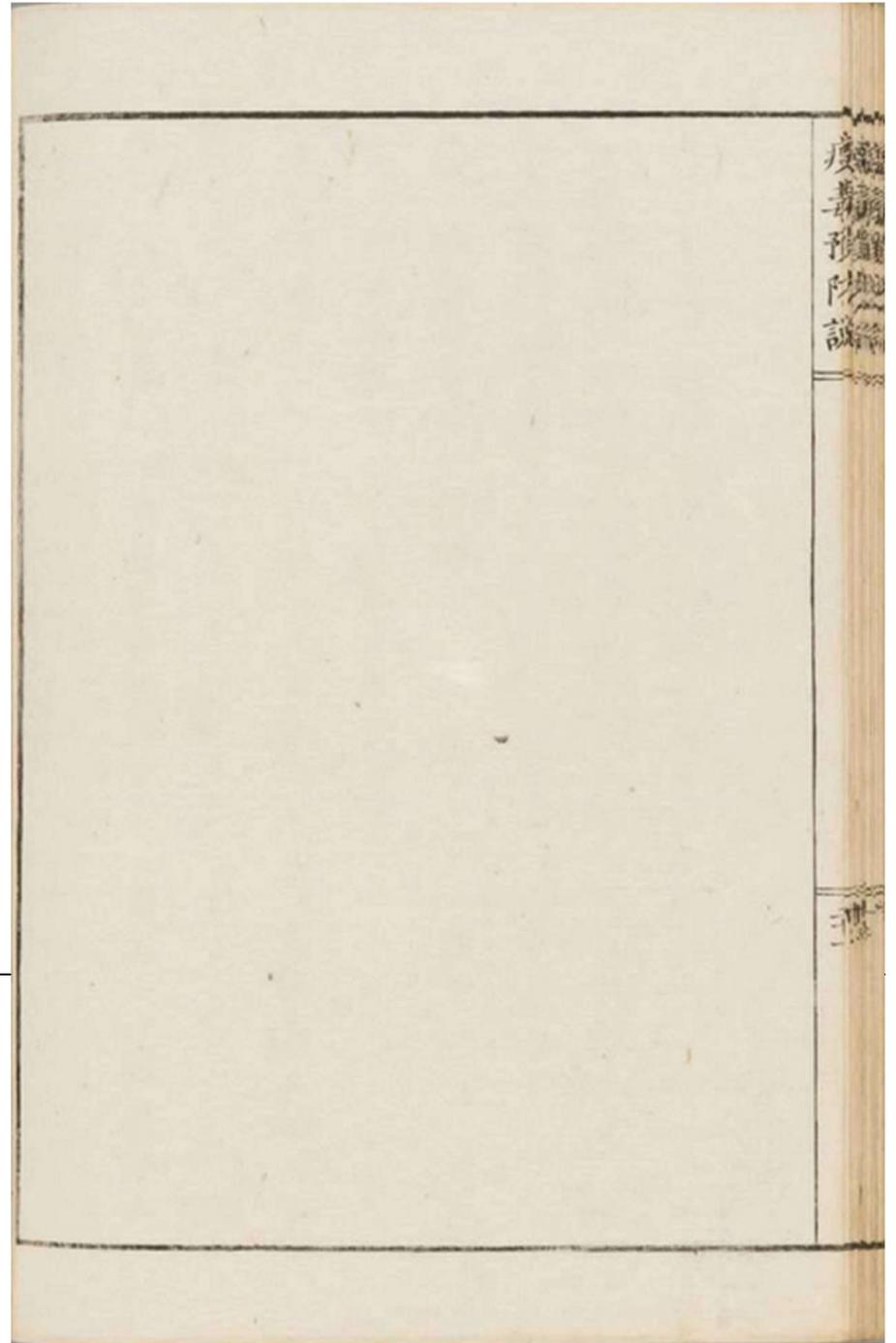
又同書第二十章にいふ。前章第十第九章第九に記せざる諸物品は未だ詳

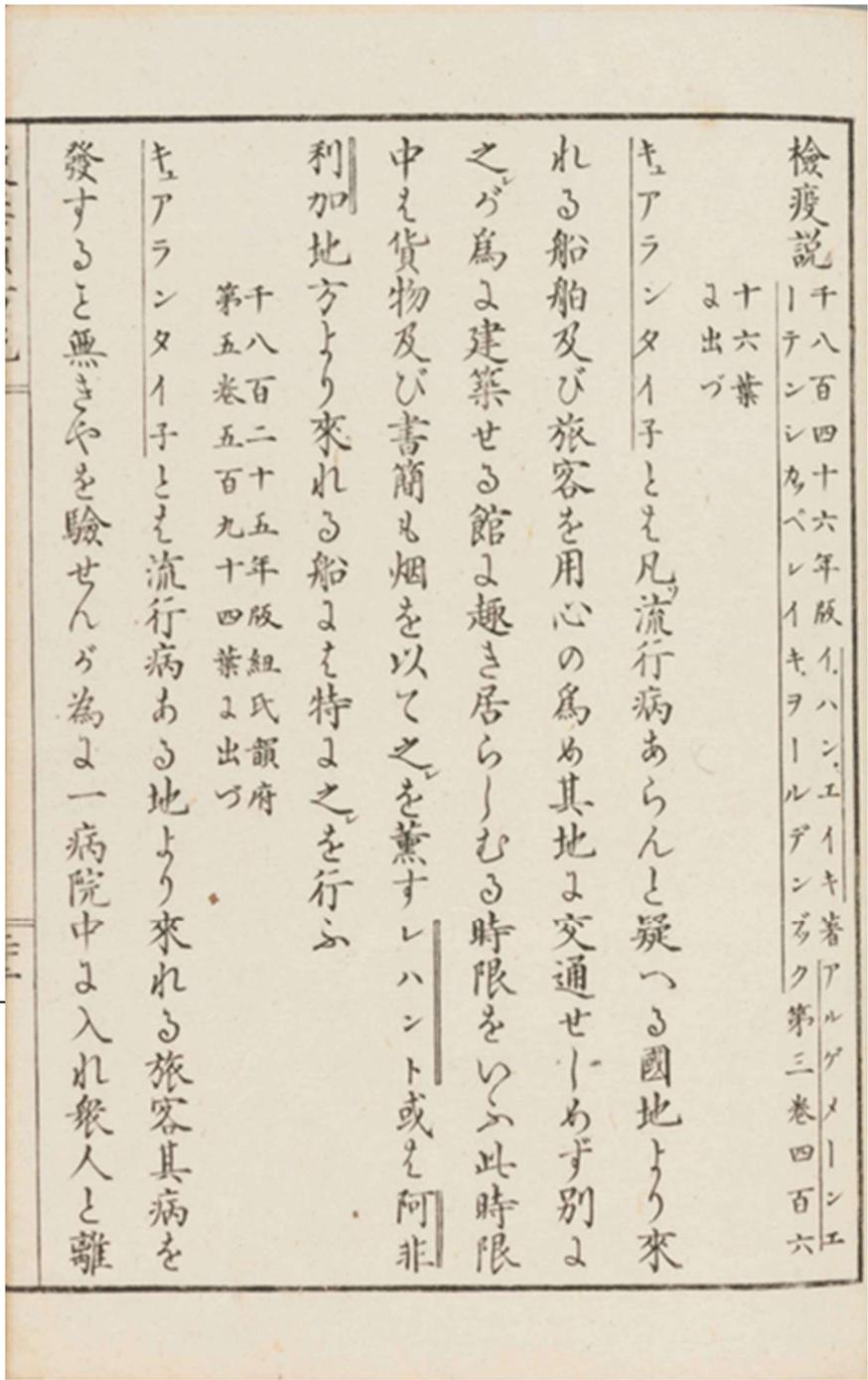
ならされば、傳染を輸す物品なりと思ふべし。

坪井信良謹訳

鑽石 ダイヤモンド。
擬石 セメント・顔料・砂・碎石などを材料にして、天然石に似せてつくった人造石。
瀧 タールを蒸留して残ったもの。ピッチ。
煤 墨の原料。
捲煙 巻き煙草
管煙 パイプ煙草

26 / 37
右





検査説

千八百四十六年版イ・ハン・エイキ著アルゲメーンエ
ーテンシカッペレイキ・ヨールデンブック第三卷四百六

十六葉
よ出づ

キアラシタイ子とも凡流行病あらんと疑へる國地より來
れる船舶及び旅客を用心の爲め其地よ交通せしめず別よ
之が爲よ建築せる館よ趣き居らしむる時限をいふ此時限
中も貨物及び書簡も烟を以て之を薰すレハント或は阿非
利加地方より來れる船よも持よ之を行ふ

千八百二十五年版紐氏韻府
第五卷五百九十四葉よ出づ

キアラシタイ子とも流行病ある地より來れる旅客其病を
發すること無きやを驗せんが爲よ一病院中よ入れ衆人と離

26/37 左

検査説
千八百四十六年版イ・ハン・エイキ著アルゲメーンエ
ーテンシカッペレイキ・ヨールデンブック第三卷四百六

十六葉
に出づ。

キユアラシタイネとは、凡そ流行病あらんと疑へる國地より來
れる船舶及び旅客を、用心の爲め其地に交通せしめず、別に

之れが爲に建築せる館に趣(赴)き居らしむる時限をいふ。此時限

中は貨物及び書簡も烟を以て之れを薰(煙)す。レハント或は阿非

利加地方(北)より來れる船には特に之れを行ふ。

千八百二十五年版紐氏韻府
第五卷五百九十四葉に出づ。

キユアラシタイネとは、流行病ある地より來れる旅客、其病を

發すること無きやを驗(ため)せんが爲に、一病院中に入れ衆人と離

ヨールデンブック (オランダ
語 Woordenboek) 辞典。

紐氏韻府 (にゅーしいんぷ)
ヘリット・ニューウエンホイ
ス Gerit Nieuwenhuysによ
る、科学用語を分類配列し解
説した辞典。原題 Algemeen
Woordenboek van Kunsten
en Wetenschappen。宇田川
榕菴が1837年から刊行
した化学書「金密開宗」にお
いて、紐文暉斯(ニューエン
ホイス)氏による書物として
紹介した。なお、韻府とは、
漢字の熟語を韻字によって
分類配列し、用例となる詩文
を集録したもの。

別せしむること四十日と定むる時限を云あり

千八百三十八年版紐氏韻府附
録第五卷三百二十三葉又出づ

キュアラシヤ子 ○荷蘭のキュアラシヤ子の場所を井ーリ
ンゲン及びデ・チイン・ゲメーテンあり此場所を千八百三十
一年及び千八百三十二年の兩年間亞細亞霍亂^{コレラ}荷蘭の海岸
に近寄り一頃専ら之が用をふせり其建築の規制頗る整ひ
て遺憾とあすと思ど少く一時外國人を鎖閉するの制度
を荷蘭に在て交易を妨げ且夥しく失費をあすと思しうり
一此費用も猶他の諸國の如く政府より之を清算すべきを
希つり是衆人の爲あるを以てあれども金庫も之が為に定

27/37 右

別せしむること四十日と定むる時限を云なり。

千八百三十八年版紐氏韻府附
録第五卷三百二十三葉に出づ。

キュアラシヤ子 ○荷蘭のキュアラシヤ子の場所は、イーリ

ンゲン及びデ・チイン・ゲメーテンなり。此場所は千八百三十

一年及び千八百三十二年の兩年間、^{コレラ}亞細亞霍亂、^{コシラ}荷蘭の海岸

に近寄りし頃、専ら之れが用をなせり。其建築の規制、頗る整ひ

て、遺憾となすこと甚だ少し。此一時外國人を鎖閉するの制度

は、荷蘭に在て交易を妨げ、且つ夥しく失費をなすこと甚しかり

し。此費用は猶他の諸國の如く、政府より之れを清算すべきを

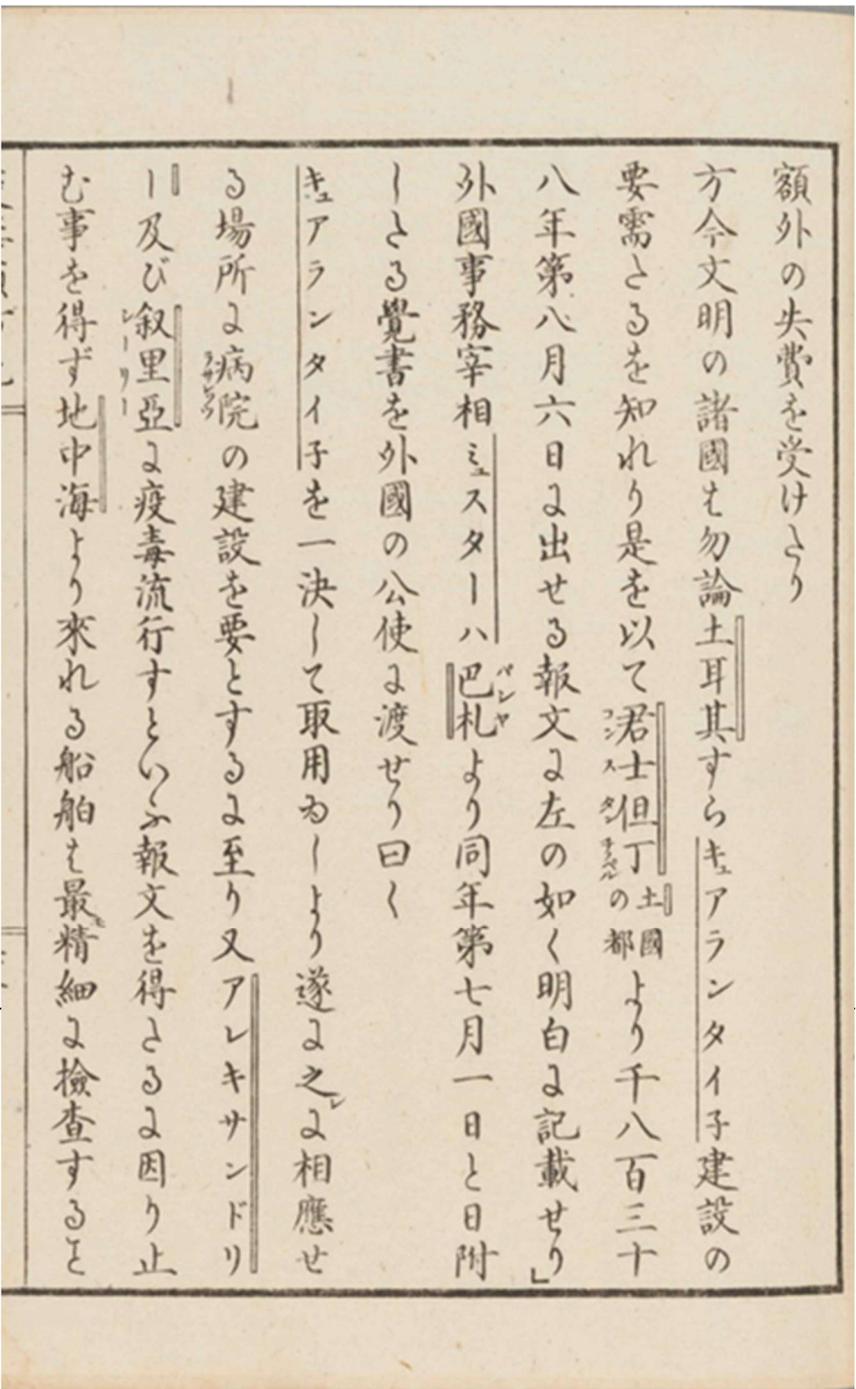
(いふか)

希へり。是衆人の為なるを以てなれども、金庫は之れが為に定

失費 費やした金銭

27 / 37 左

額外の失費を受けたり。



額外の失費を受けたり

方今文明の諸國も勿論土耳其すらキアラソタイ子建設の
要需たるを知れり是を以て君士但丁^{土國の都}より千八百三十
八年第八月六日に出せる報文は左の如く明白に記載せり
外國事務宰相ミスターハバ札^{バヤ}より同年第七月一日と日附
したる覺書を外國の公使に渡せり曰く

キアラソタイ子を一決して取用ありより遂之に相應せ
る場所^{病院}の建設を要とするに至り又アレキサンドリ
一及び叙里亞^{シリア}に疫毒流行すといふ報文を得たるに因り止
む事を得ず地中海より來れる船舶も最精細に検査すると

方今、文明の諸國は勿論、土耳其すらキアラソタイ子建設の

要需たるを知れり。是を以て君士但丁^{土國の都}より千八百三十

八年第八月六日に出せる報文に、左の如く明白に記載せり。

外國事務宰相ミスターハバ札^{バヤ}より、同年第七月一日と日附

したる覺書を外國の公使に渡せり。曰く、

キアラソタイ子を一決して取用いしより、遂に之れに相應せ

る場所に病院^{ホスピタル}の建設を要とするに至り。又、アレキサンドリ

一及び叙里亞^{シリア}に疫毒流行すといふ報文を得たるに因り、止

む事を得ず、地中海より來れる船舶は最も精細に検査すること

君士但丁 コンスタンチノー
ブル。現在のトルコ共和国の
イスタンブールのかつての
名称。

巴札 オスマン帝国やトルコ
で、將軍・司令官などの高官
に与えられる称号。

一決 議論・相談などが一つに
まとまること。

28/37 右

となりたり。

とありたり

此目的を達せんが爲め政府は於ても他太尼里にキアラ
 タイ子の場所を設け此地は總裁官醫官其他此場に入用ふ
 る人々を置けり總裁官も己が取計を以て既し船舶の出帆
 一來れる地の養生及び病人取扱ひの諸法を新し變革して
 版本を澤山と造り出せり

土耳其船にても或も外國船にても指揮官も其總裁官より
 其版本一葉を受取るべし其乗組の者を多島海及び亞細亞
 并しロマニアの海岸に送るべし

諸國の領事官副領事共し此法則を遵用するの扶助をなす

此目的を達せんが爲め、政府に於ては他太尼里ヒタニリにキアラ

タイネの場所を設け、此地に總裁官・医官・其他此場に入用な

る人々を置けり。總裁官は己が取計を以て、既に船舶の出帆

し來れる地の養生及び病人取扱ひの諸法を新し變革して、

版本(はた)を沢山に造り出せり。

土耳其船にても或は外國船にても、指揮官は其總裁官より

其版本一葉を受取るべし。其乗組の者を多島海及び亞細亞

并しロマニアの海岸に送るべし。

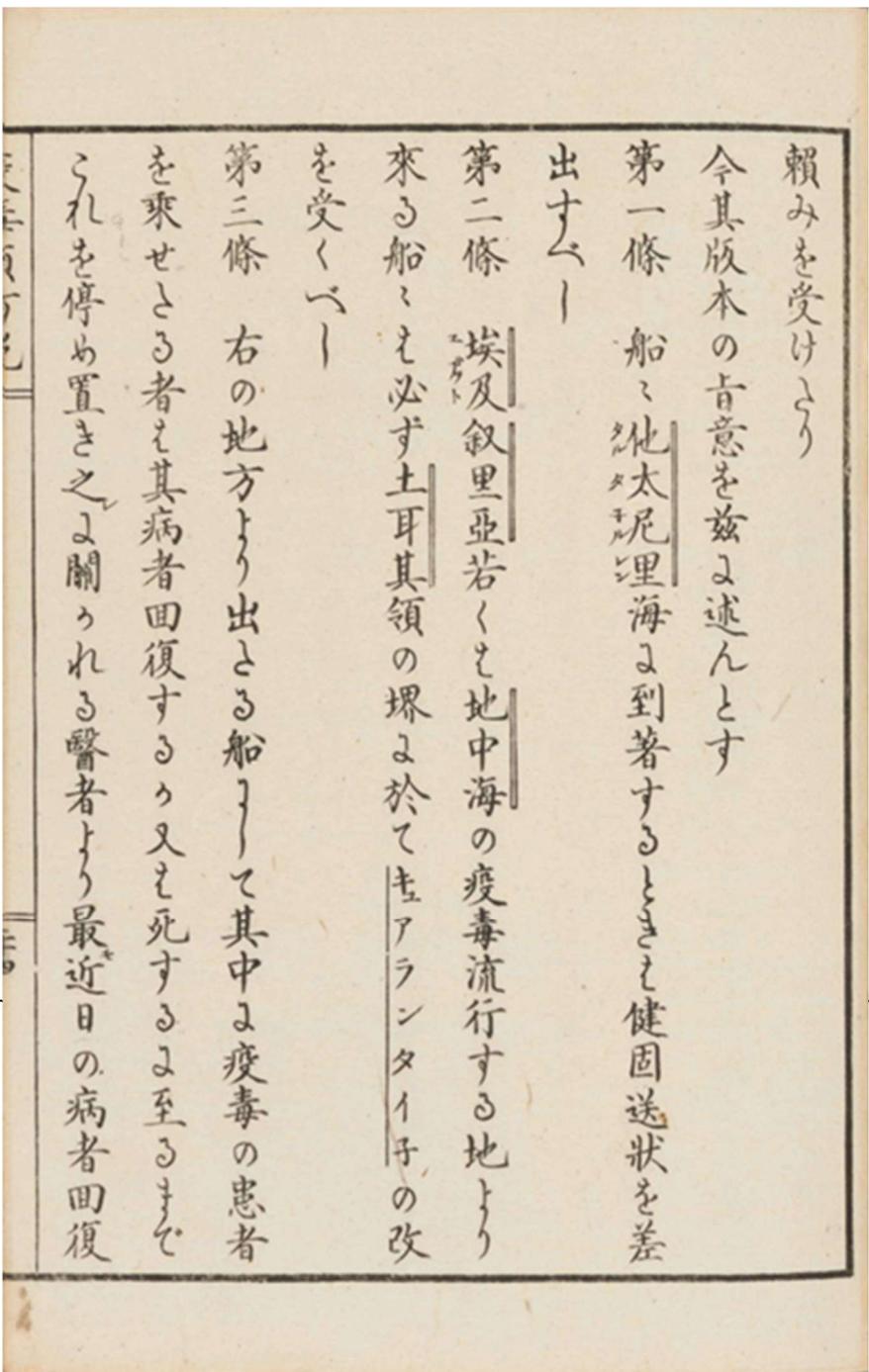
諸國の領事官・副領事共に、此法則を遵用するの扶助をなす

他太尼里 ダーダネルス海峡
 (チャナツカレ海峡)。地中海
 海につながるエーゲ海と黒
 海につながるマルセラ海を
 結ぶ狭隘(きょうあい)な海
 峡。ボスポラス海峡とともに
 ヨーロッパとアジアの境界
 をなす。

版本 写本に対する言葉で、印
 刷した書物。

多島海 エーゲ海の異称。

助力を添えて助けること。



28 / 37 左

頼みを受けたり。

今、其版本の旨意を茲に述んとす。

第一条 船々他太尼里海(タニリス)に到着するときは、健固送(けんこくそう) 状を差

出すべし

第二条 埃及(エジプト)、叙里亜(シリア)若くは地中海の疫毒流行する地より

来る船々は、必ず土耳其領の境に於てキュアラнтаイネの改

を受くべし

第三条 右の地方より出たる船にして其中に疫毒の患者

を乗せたる者(物)は、其病者回復するか又は死するに至るまで

これを停め置き、之(か)に關(か)かれる医者より、最も近日の病者回復

旨意 主旨 意図。

健固 健康で丈夫なこと。

一又と死せりといふ日を始としてキアラランタイ子又算入
 すべし
 第四條 健固送状を以て船中病氣にて一人死せりと告る
 者も十日のモアラランタイ子を行ふべし
 第五條 一地方より出帆の節其地又疫毒流行しと語りしが
 旅中一人も船中して死せる者ふき船も七日のモアラランタ
 イ子又屬し且到着の日も七日の内又入れ算すべし
 第六條 船出帆の時疫毒の流行おく又旅中一人も病者ふ
 しといふといへども疑はしき地方より來れる船も五日
 のモアラランタイ子又屬すべし

29 / 37 右

し又は死せりといふ日を始として、キアラランタイネに算入
すべし

第四條 健固送状を以て船中病氣にて一人死せりと告る

(物)
者は、十日のキアラランタイネを行ふべし

第五條 一地方より出帆の節、其地に疫毒流行したりしが

旅中一人も船中にて死せる者なき船は、七日のキアラランタ

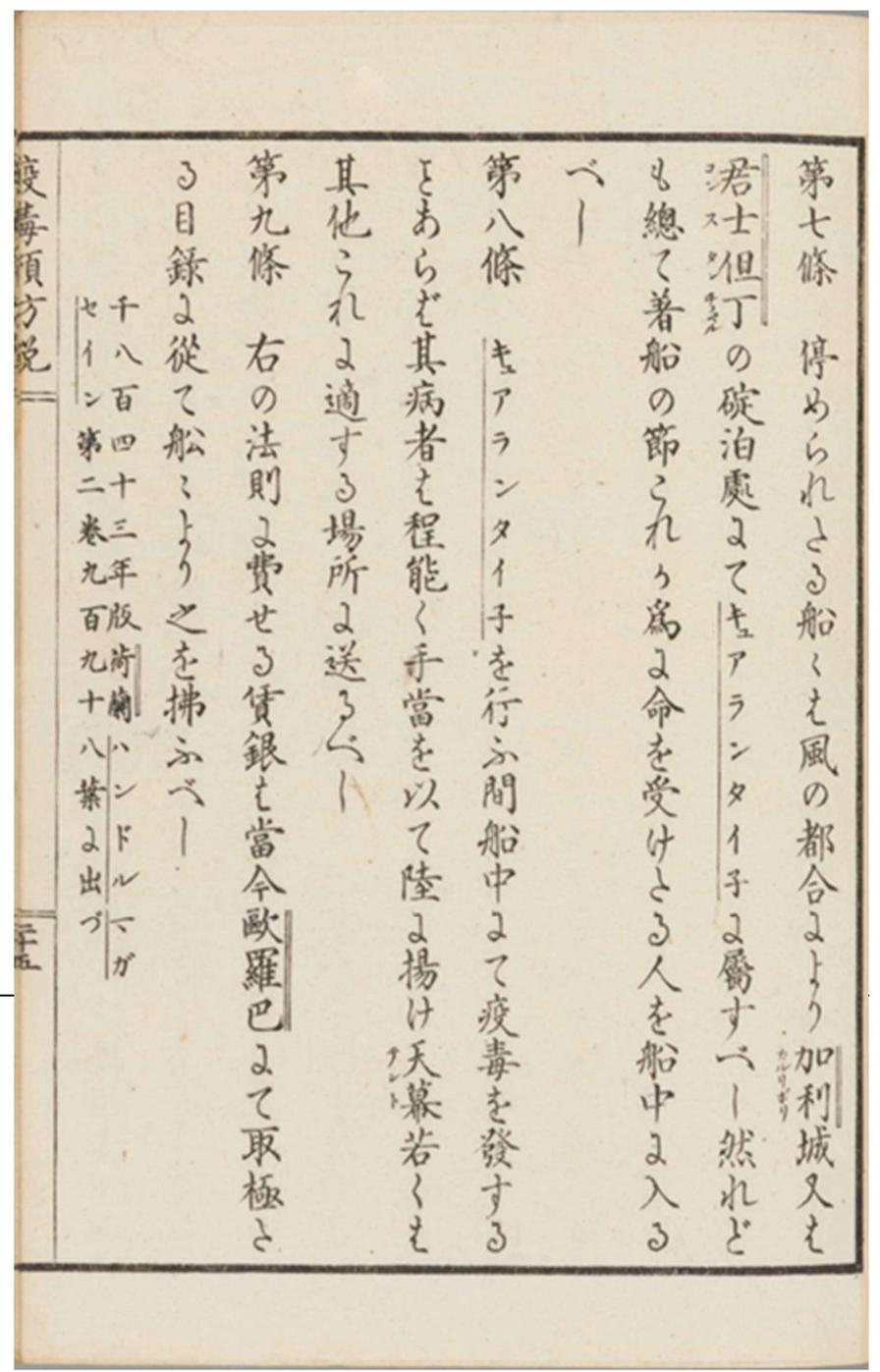
イネに屬し、且つ到着の日も七日の内に入れ、算すべし

第六條 船出帆の時疫毒の流行なく、又旅中一人も病者な

しといふといへども、疑はしき地方より來れる船々は、五日

のキアラランタイネに屬すべし

29 / 37 左



第七條 停められたる船々は風の都合により、加利城又は

君士但丁の碇泊處にてキアラнтаイネに属すべし。然れど

も總て着船の節、これが為に命を受けたる人を船中に入る

べし

第八條 キアラнтаイネを行ふ間、船中にて疫毒を發する

ことあらば、其病者は程能く手当を以て陸に揚げ、天幕若くは

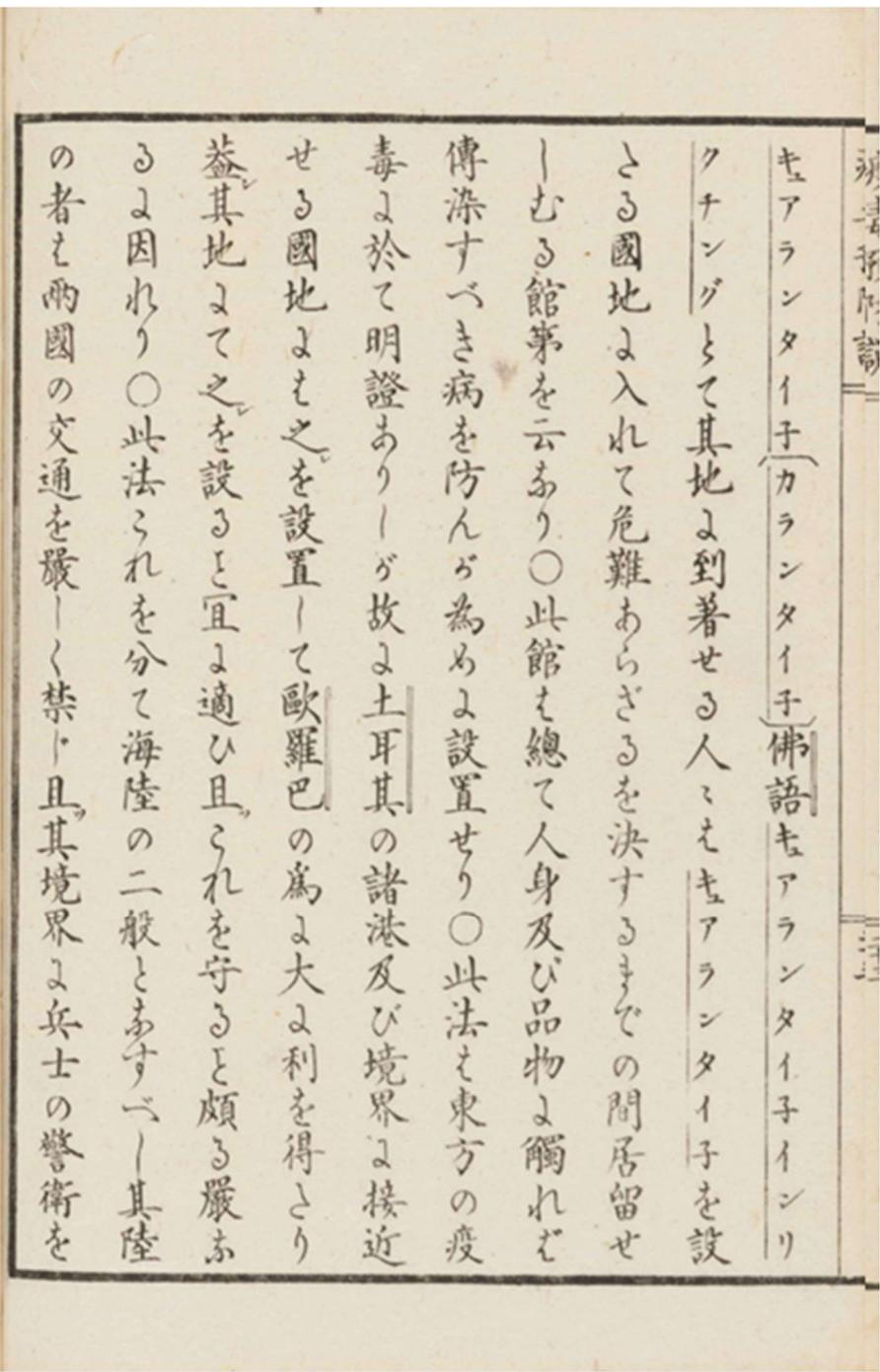
其他これに適する場所に送るべし

第九條 右の法則に費せる賃金は、當今歐羅巴にて取極た

る目録に從て、船々より之を払ふべし

千八百四十三年版荷蘭ハンドルマガ
セイイン第二卷九百九十八葉に出づ。

加利城 ガリポリ。トルコのマ
ルマラ地方のチャナツカレ
県に位置する町。
碇泊 船が碇(いかり)をおろ
してとまること。



30/37 右

キアラランタイネ「カラランタイネ」仏語 キアラランタイネインリ

クチングとて、其地に到着せる人々はキアラランタイネを設

たる國地に入れて、危難あらざるを決するまでの間居留せ

しむる館第^(かんてい)を云なり ○此館は總て人身及び品物に触れば

伝染すべき病を防んが為めに設置せり ○此法は東方の疫

毒に於て明証ありしが故に、土耳其の諸港及び境界に接近

せる國地には之を設置して、歐羅巴の為に大に利を得たり。

蓋し其地にて之を設ること宜に適ひ、且つこれを守ること頗る嚴な

るに因れり ○此法これを分て海陸の二般となすべし。其陸

の者は兩國の交通を厳しく禁じ、且つ其境界に兵士の警衛を

館第 大きな建物を持った屋敷

置き及び嚴法を立て以て之を防ぐあり○今此館をも兩國
 互に相接せざるの處に建て其人の如きも傳染毒を免るれ
 國地に入るも危害なきと疑ふべからざるに至るまで之
 逗留すると長短の差別あり○然れども此館の爲め第一
 注意すべきも其館内に住する者をして容易に病傳染する
 を得べからざらしむるに在り是故に其館を分て健全の者
 疑もなき者既に傳染せる者を居留せしむる三部とあすを
 要し且防護する爲の國地と一切交通を斷絶するを要す又
 品物も其毒を受くると受けざるに拘もらず之を包荷と
 して直に病者より隔たる處に送り既に毒を受くると雖も

30/37 左

置き及び嚴法を立て、以て之を防ぐなり ○今此館をば兩國

互に相接せざるの處に建て、其人の如きは傳染毒を免かれ

國地に入るも危害なきこと疑ふべからざるに至るまで、之れに

逗留すること長短の差別あり ○然れども此館の爲め第一に

注意すべきは、其館内に住する者をして容易に病傳染する

を得べからざらしむるに在り。是故に其館を分て健全の者・

疑はしき者・既に傳染せる者を居留せしむる三部となすを

要し、且つ防護する爲の國地と一切交通を斷絶するを要す。又

品物は其毒を受くると受けざるに拘はらず、之れを包荷と

して直(ただ)に病者より隔たる處に送り、既に毒を受くると雖も

包荷 梱包した荷物

之を除くべきを得るものもキアラシナイ子にて其傳染毒
 を除去し又除去すべからざる品物も之を積戻すか或は焼
 捨べし○又海のキアラシナイ子も右の如き法則を立つ
 べし又船も曾て定め置きたる一港に遣し番船遠見番所
 及び海岸の臺場にて其船の他地と交通するを誡むべし○
 入津の前も必ず船より健固送狀を官吏に示すを要し
 其中に載する所に從て或も全く入津を許さず或も許すべ
 し然れども嚴しき箇條に從ふべき者も一切交通を禁し或
 固有の海もアラシナイ子に送るべし此に於て行ふ諸件
 小至ても陸もアラシナイ子に説く所と全く同し○其他も

31/37 右

之を除くべきを得るものは、キアラシナイ子にて其傳染毒

を除去し、又除去すべからざる品物は之を積戻すか或は焼

捨べし ○又海のキアラシナイ子にも右の如き法則を立つ

べし。又船も曾て定め置きたる一港に遣し、番船遠見番所

及び海岸の台場にて、其船の他地と交通するを 誡むべし ○

入津の前には必ず船々より健固送狀を官吏に示すを要し、

其中に載する所に從て、或は全く入津を許さず、或は許すべ

し。然れども厳しき箇條に從ふべき者は、一切交通を禁じ、或

は固有の海もキアラシナイ子に送るべし。此に於て行ふ諸件

に至ては、陸もキアラシナイ子に説く所と全く同じ ○其他もキ

番船 港内等で必要に応じて
見張りや警護をする船。

入津 船舶が港にはいること。

アラントイ子とすべて之を行ふも益なき病も用ふべからず是此法許多の失費あるを免れず又貿易工業の妨げとふるも大ふるを以てあり

キアラントイ子の失費○キアラントイ子と逗留すれば船及び積荷も多少の大ある失費を受くるあり○浅く考ふるときは船も其積荷を清浄より又風入するも因り賃銀を費すべく見ゆれども實も然らず○蓋しキアラントイ子の失費も常者と非常者とよ之を區別せり常者と一船一旅中譬へど地中海よりの旅中必ず定規とすへき者を以て航海家を預めこれを見込め其積物を積込む節その割合

31/37 左

アラントイネはすべて之を行ふも、益なき病には用ふべか

らず。是、此法許多の失費あるを免かれず。又貿易工業の妨げ

となること大なるを以てなり。

キュアラントイネの失費 ○キュアラントイネに逗留すれば、船

及び積荷に多少の大なる失費を受くるなり ○浅く考ふる

ときは、船々其積荷を清浄にし又風入するに因り賃銀を費

すべく見ゆれども、実は然らず ○蓋しキュアラントイネの失費

は常者と非常者とに之れを區別せり。常者とは一船一旅中、譬

へば地中海よりの旅中必ず定規とすへき者をいふ。是を以

て航海家は預めこれを見込み、其積物を積込む節、その割合

風入 風を入れ湿気を取り去ること。

定規 一定の規則。いつもきまこと。

を取るべし。此賃銀は航海の常費として船に必ずこれを出
 すことと定めたり。又其非常者は、船々若し流行病ある地、或は夫
 と疑ふべき地より来れる時、出すを要するの失費なり。此失
 費は常者よりは之れを出す間日久しく、賃銀も亦大ならざる
 を免かれず。此法は諸国の法則と風習とに従て船積荷及び
 運賃に割り付て、大損となるべし。

杉田玄端謹譯

32/37 右

を取るべし。此賃銀は航海の常費として、船々必ずこれを出
 すことと定めたり。又其非常者は、船々若し流行病ある地、或は夫
 と疑ふべき地より来れる時、出すを要するの失費なり。此失
 費は常者よりは之れを出す間日久しく、賃銀も亦大ならざる
 を免かれず。此法は諸国の法則と風習とに従て船積荷及び
 運賃に割り付て、大損となるべし。

杉田玄端謹訳

檢疫院の説千八百四十三年版ア・マレヌヘエイム
の著せるハンテルス・マガセイン撰訳
 凡そ檢疫院の趣意も先づ他國よ惡き疫病流行して其人民
 よう我國民よ傳染し普く國中よ行渡り多くの人命を害す
 るを防んが為め宜き地を選び檢疫の制を設るあり是故
 よ他國と盛よ交通貿易をなす國も必ず此制を設置けり此
 制も其船より來る者を上陸せしめず又此方より其船中へ
 行くにあく又其荷物をも陸へ揚しめず但此日限をクワラ
 ンタイ子と言ふクワランタイ子も四十日の義あり往古も
 此院中よ入るべき日限を凡四十日と定めしは因り此名目
 あり然れども當今も其模様も從て日限を取定めしより

32/37 左

檢疫院の説

千八百四十三年版ア・マレヌヘエイム
の著せるハンテルス・マガセイン撰訳

凡そ檢疫院の趣意は、先づ他國に惡き疫病流行して、其人民

より我國民に傳染し、(おもは) 普く國中に行渡り多くの人命を害す

ることを防んが為め、(ゆ) 宜き地を選び檢疫の制を設るなり。是故

に、他國と盛に交通貿易をなす國は必ず此制を設置けり。此

制は其船より來る者を上陸せしめず、又此方より其船中へ

行くことなく、又其荷物をも陸へ揚しめず。但し此日限(day)をクワラ

ンタイネと言ふ。クワランタイネは四十日の義なり。往古は

此院中に入るべき日限を凡四十日と定めしに因り、此名目

あり。然れども當今は其模様に従て日限を取定めたり。

日限 前もって期日を限つて
定めること。また、その期限
の日。

土耳其の海港及び其近隣の地方にては、檢疫院を設け傳染
 するを防ぐを以て歐羅巴の為に大益を得たり且レシ
地中海の東隅 小亞細亞の濱の貿易も日増し盛んあり是故に地中海の諸
 港にも亦此院を設け東國にて流行する疫病の歐羅巴諸國
 へ傳染する害を防ぎたり當今其制を改革するに因り其益
 を得ると甚だ多し○是班牙にて往々二三個年の間發黃熱
 流行せし時此制を設く總て歐羅巴國中これを設る所多し
 て他國より來る疫病を防ぎたり○檢疫院の始をレシ
 及び地中海の南岸 亞細亞弗利加の一部の為に地中海に設けたり○
 此制を海陸二種に分別し陸上は居る者と兩國の人民互に

33/37 右

土耳其の海港及び其近隣の地方にては、檢疫院を設け傳染

するを防ぐを以て、歐羅巴の為に大益を得たり。且つレシ

地中海の東隅 小亞細亞の濱の貿易は日増し盛んなり。是故に地中海の諸

港にも亦此院を設け、東國にて流行する疫病の、歐羅巴諸國

へ傳染する害を防ぎたり。當今其制を改革するに因り、其益

を得ること甚だ多し ○是班牙にて往々二三個年の間、發黃熱

流行せし時、此制を設く。總て歐羅巴國中これを設る所多し

て、他國より來る疫病を防ぎたり ○檢疫院の始は、レシ

及び地中海の南岸 亞細亞弗利加の一部の為に地中海に設けたり ○

此制を海陸二種に分別し、陸上に居る者は兩國の人民互に

レシ 既出レシと
同じ。

巴巴黎亞 一般的にはバーバ
 リという。アフリカ大陸北西
 部の地方名。モロッコからア
 ルジェリア、チュニジアを経
 てリビア西部までの海岸部
 をいう。地中海沿岸部を総称
 する地名。

交通するを許さずして其國界に番兵を備へ且嚴重の法度を立て交通することを防ぎ又海上の者を入港する船既に定置たる港内に入來る時此所は番船及び燈明臺并に臺場等ありて其船を引止め他所へ行らざらしめ入港する船も其以前は此地の役人は健全の書状を出すべく又役人も其書状は據り或も入港を許し或もこれを嚴しく禁制せり○其院中に入らるもの疫毒に感ずるを恐る故に院中各其居間を別として疫毒あるもの或も無きもの又も其有無の知れ難き者等を各別間に入置けり○傳染毒を含まざる荷物を取集てこれを包み速に他所へ移置くべく若し其毒氣を除く

33 / 37 左

交通するを許さずして、其國界(こっかい)に番兵を備へ、且つ嚴重の法度

を立て交通することを防ぎ、又海上の者は入港する船 既に定

置たる港内に入來る時、此所に番船及び燈明台并に台場等

ありて其船を引止め、他所へ行かざらしめ、入港する船は其

以前に此地の役人に健全の書状を出すべく、又役人は其書

状に拠り、或は入港を許し或はこれを嚴しく禁制せり ○其

院中に入るもの疫毒に感ずるを恐るゝ故に、院中各々其居間

を別にして、疫毒あるもの或は無きもの、又は其有無の知れ

難き者等を各々別間に入置けり ○傳染毒を含まざる荷物は

取集てこれを包み、速に他所へ移置くべく、若し其毒氣を除く

國界 くにざかい。

能もざる物もこれを其儘焼捨つべし
 歐羅巴に於ても馬塞里佛蘭西の邑の檢疫院を最大一と為せり
 ○其法則も他港より來る船の中殊もレソント及び巴巴黎
 亞より來るもの若健全の書状を携へざれば絶て港内に入
 ることを許さず又其書状中も述る事柄の相違なき證據も
 其船の出帆せし港に在留する公使或も船役人の記せる姓
 名書を差出さしむ○又書状の様子も據て其船をポムメ
 久といふ島馬塞里近傍の港へ入らしめ此所よて之を吟味し夫
 より彼馬塞里の檢疫院に入らしむる日限を取定む尤兩國
 の人民互に交通することを許さず○總て其船役人の携來る

34/37 右

能わざる物はこれを其儘焼捨つべし。

歐羅巴に於ては馬塞里マルセイユの邑仏蘭西の檢疫院を最大一と為せり。

○其法則は、他港より來る船の中、殊にレソント及び巴巴黎

亞より來るもの、若し健全の書状を携へざれば絶て港内に入

ることを許さず。又、其書状中に述る事柄の相違なき証拠には、

其船の出帆せし港に在留する公使或は船役人の記せる姓

名書を差出さしむ ○又、書状の様子に拠て其船をポムメ

クエといふ島馬塞里近傍の港へ入らしめ、此所にて之れを吟味し、夫

より彼馬塞里の檢疫院に入らしむる日限を取定む。尤兩國

の人民互に交通することを許さず ○總て其船役人の携來る

馬塞里 マルセイユ。フランス南部の都市。
 邑(ゆづ) 人の集まり住むところ。さと。町。

公使 国家を代表して外国に駐在し外交事務を取扱う職務 又その人。
 ポムメクエ ポメーグ島。フランス マルセイユ沖の島。

書類等も能くこれを薰し、酢を注ぎて之を差出さしむ。○積
 来る荷物の品柄も因て検疫院に入るべき日限も長短有
 り其故も荷物の多少有れどもあり。○入津する船旅中にて煩
 ふ者あらむ委しく其病症を吟味す。○検疫院に入るべき日
 限等定りしれども其船をして大畧定めたる場所も碇泊せし
 め又入港する船あれども速に番船を出し他所へ通行するこ
 を禁し船中入用の品物も別の小舟にて長き棒を以てこれ
 を請取らしめ又船中乗組の者も毎日其健全あることを我
 方へ告げ知らしむ。○船中も居ることを欲せざる旅客も先づ
 彼ボムメクエ島の院中も入置けり其島も此院を大小二個所

34/37 左

書類等は能くこれを薰^(燻)し、酢を注ぎて之を差出さしむ。○積

来る荷物の品柄に因て、検疫院に入るべき日限には長短有

り。其故は荷物の多少有ればなり。○入津する船旅中にて煩

ふ者あらば、委しく其病症を吟味す。○検疫院に入るべき日

限等定りたれば、其船をして大略定めたる場所に碇泊せし

め、又入港する船あれば、速に番船を出し他所へ通行すること

を禁し、船中入用の品物は別の小船にて長き棒を以てこれ

を請取らしめ、又船中乗組の者には毎日其健全なることを我

方へ告げ知らしむ。○船中に居ることを欲せざる旅客は、先づ

彼ボムメクエ島の院中に入置けり。其島は此院を大小二個所

別ち健全あるものも大院に入れ煩ふ者も小院に入らしめ
 但此周圍は高さ二十五尺の土塀を造り断へず番人を
 て其周を見廻らしめたり○又更其大院中を別て二個所
 とし壯衰の容體より狭き室中に居らしめ夜分は其戸を
 閉ぢ白晝を開きて番人を置き此所へ其病院にて試験せら
 る船に乗組せる旅客も時として來ることを差許せり○船
 中にて疫病の萌ある者も速に小院に入らしめ醫師格子を
 隔て其容體を窺ひ果して疫症ふれ番人より之を
 接するにあつて藥劑其外飲食の類も長き棒にて與へり○
 若し煩ふ者死する時も其死骸を鐵製の鈎竿にて車に乗せ綱

35/37 右

に別ち、健全なるものは大院に入れ、煩ふ者は小院に入らし

む。但し此周圍に高さ二十五尺の土塀を造り、断(た)へず番人をし

てその周を見廻らしめたり ○又更に其大院中を別て二個所

とし、壯衰の容體により狭き室中に居らしめ、夜分は其戸を

閉ぢ白晝は開きて、番人を置き、此所へ其病院にて試験せら

る、船に乗組せる旅客は、時として來ることを差許せり ○船

中にて疫病の萌(も)ある者は速に小院に入らしめ、醫師、格子を

隔て、其容體を窺ひ、果して疫症なれば番人たりとも之れに

接することなく、藥劑・其外飲食の類は長き棒にて与へたり ○

若し煩ふ者死する時は、其死骸を鐵製の鈎竿にて車に乗せ、綱

を付け之を引出し深き穴中又埋め其上を石灰にて覆ひ少
くも三十年の星霜を過ぎざれば必ず之を開くとあり○其
煩ふ者の室内又在る諸品物を悉く焼捨て酢を以て其跡を
洗ひ清浄よりて空気をよく通せしむ假令煩ふ者本復する
とも病症僅よても存すれど之を健全の者として取扱ふと
あり○總て病人を運送する船を断て此所より入るを許さず
尤馬塞里の如く之を許すものを其禁法を厳くするを肝要
とす可し

子安鐵五郎謹譯

35/37 左

を付け之を引出し、深き穴中に埋め、其上を石灰にて覆ひ、少

くも三十年の星霜を過ぎざれば必ず之を開くことなし ○其

煩ふ者の室内に在る諸品物は悉く焼捨て、酢を以て其跡を

洗ひ、清浄にして空気をよく通はしむ。假令煩ふ者本復する

とも、病症僅にても存すれば、之れを健全の者として取扱ふこと

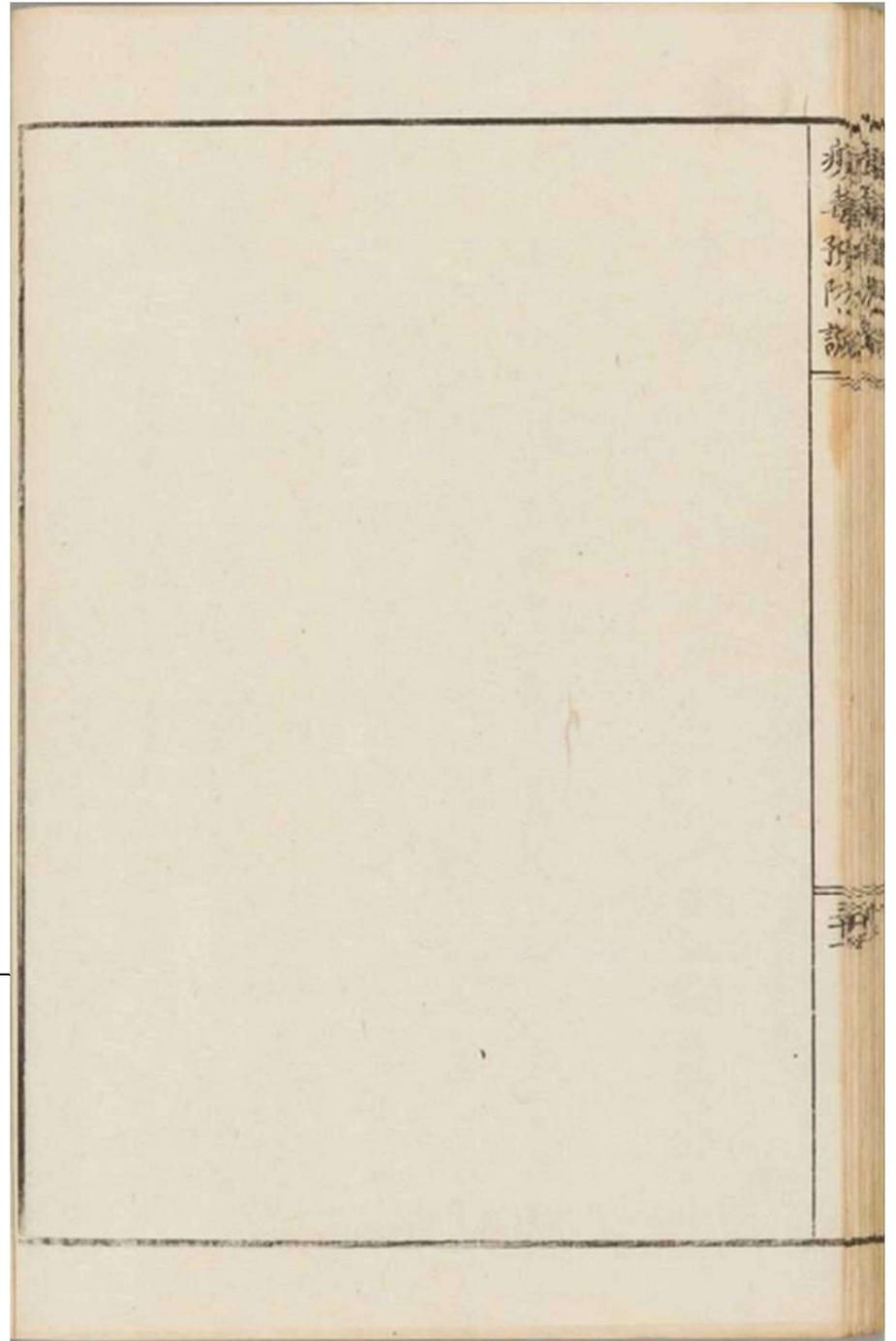
なし ○總て病人を運送する船は断て此所に入るを許さず。

尤も馬塞里の如く之れを許すものは、其禁法を厳くするを肝要

とす可し。

子安鐵五郎謹訳

36 / 37
右

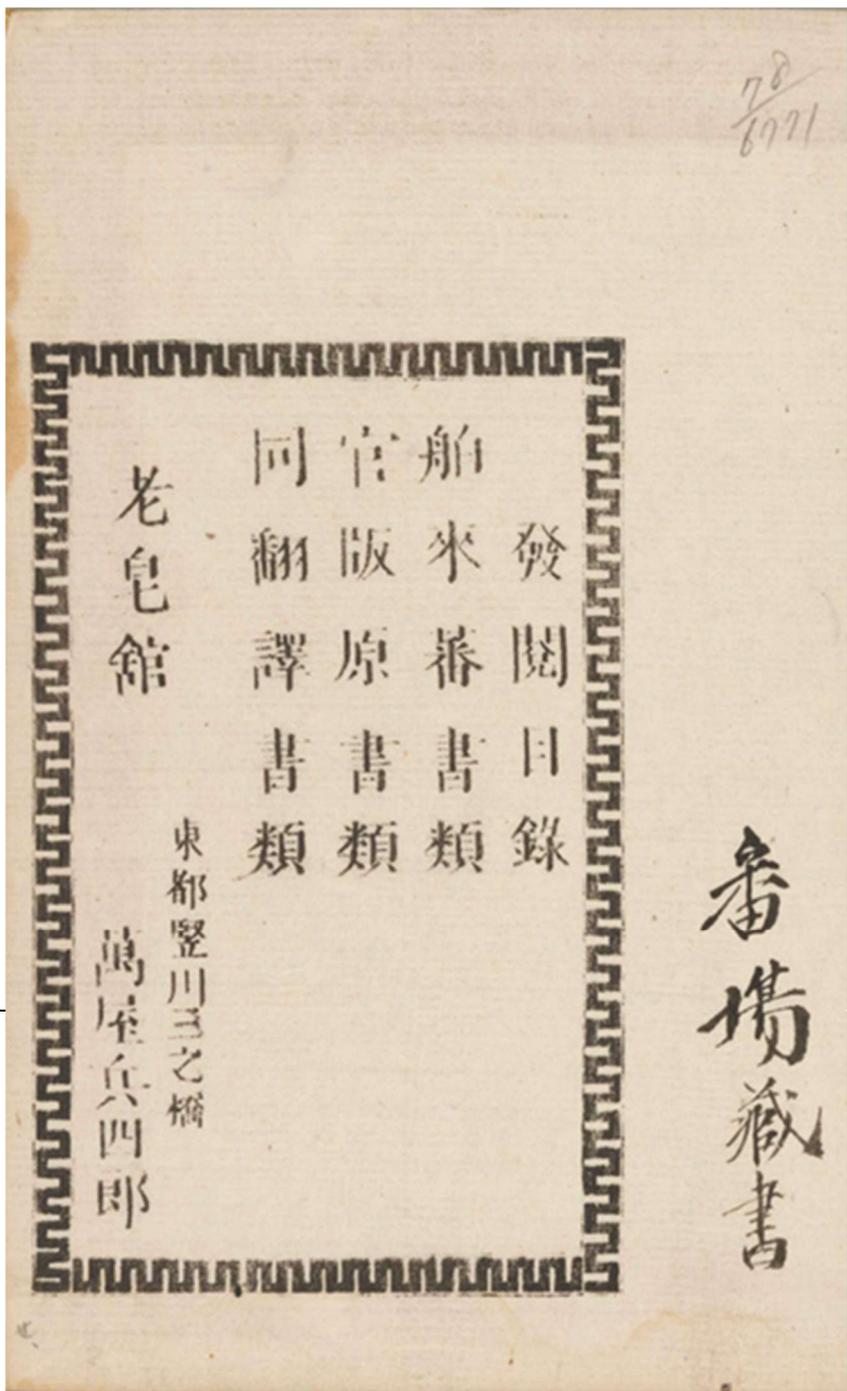


36 / 37 左

発閱目録
 舶来蕃書類
 官版原書類
 同訳書類

(KINUNU)
老皂館
 東都豎川三之橋
萬屋兵四郎

(番場蔵書)



蕃書 欧米、特にオランダの書籍・文書をさしていった語。

萬屋兵四郎 福田敬業(1817~1894) 幕末明治時代の出版人。江戸の薪炭商万屋兵四郎の娘婿となつてその名をつぐ。幕末から明治初年にかけて商いのかたわら舶来蕃書類などの出版をおこなつた。屋号は老皂館。

脚注の引用資料

- 広辞苑 第七版(2018) 岩波書店
- 広辞林 第六版(1983) 三省堂
- 新明解国語辞典 第三版(1981) 三省堂
- 角川国語大辞典 改訂版(1982) 角川書店
- デジタル大辞泉 小学館
- 精選版 日本国語大辞典 第二版(2006) 小学館
- 全訳漢辞海 第三版(2010) 三省堂
- 漢字源 学研
- 三省堂漢和辞典 第三版(1981) 三省堂
- 常用漢和辞典(1986) 学習研究社
- 漢和辞典「字通」普及版(2014) 平凡社
- 学研漢和大辞典(1978年) 学習研究社
- 角川新字源 改訂新版(2017) 角川書店
- 社会人のための国語百科 新版(2000) 大修館書店
- 改訂新版 世界大百科事典 平凡社
- なるほど世界知図帳 二版(2005) 昭文社
- イアトリズム東洋医学用語事典 一般社団法人日本東洋医学協会
- 山川日本史小辞典 改定新版(2016) 山川出版社
- 科学史研究 42巻(2003)225号『「舍密開教」の参考書『紐氏韻府』の原本とその引用をめぐって』
- 菅原国香(2003) 日本科学史学会
- 安田女子大学紀要(37)「官板海外新聞の西洋教育・学術情報―『官板六合叢談』を中心に―」岩田高明(2009) 安田女子大学
- 三重県立看護大学紀要(6)「原病學各論-5:2爾蔑聯斯の講義録 第16」松陰宏・近藤洋一・松陰崇・松陰金子 訳(2002) 三重県立看護大学
- オンライン教材解説書「コレラと蘭学」陸若雨(2020) 岡山大学大学院
- 日本醫史學雜誌第24巻第3号「宇田川榕庵の著書に見られるガス代謝の記載(Ⅱ)」矢部一郎(1978)
- 日本医史学会
- 「安政コロリ流行記」仮名垣魯文(原著)(2021) 白澤社
- 「遠西医方名物考 卷一」宇田川榕庵・玄真(1822) 青藜閣
- 人文学オーブンデータ共同利用センター

あとがき

翻刻にあたっては原文を忠実に翻刻し、一般的でない語句には注釈を加えたが、もとより医学の知識がないメンバーの注釈であり、もしかしたら的はずれたものもあるかもしれないが、この点をご容赦願いたい。

翻刻は、メンバーそれぞれの担当範囲を決め、その翻刻文を他のメンバーがチェックした上で、全員のリモート会議で発表し、誤訳などをチェックし、メンバーの牧田がひとつにまとめあげた。あらかじめ、翻刻文の凡例を定めてのスタートだったが、翻刻を進めると、個々の翻刻文の表現に差があり、その調整に手間取った。

・翻刻にあたって注意したこと

・旧横浜検疫所 見学記

この翻刻文が医学の歴史などを研究する方々にとって少しでもお役にたてれば望外の喜びである。最後に、翻刻にあたったメンバーを列挙して紹介する。

横浜古文書同好会メンバー（五十音順）

江川 邦代

小野 瑛子

北湯口多賀子

播磨 修

牧田 敬子（構成）

若原 俊彦

渡辺 俊一（幹事）

代表 一杉 勝（指導）

2025年 夏

(奧付)